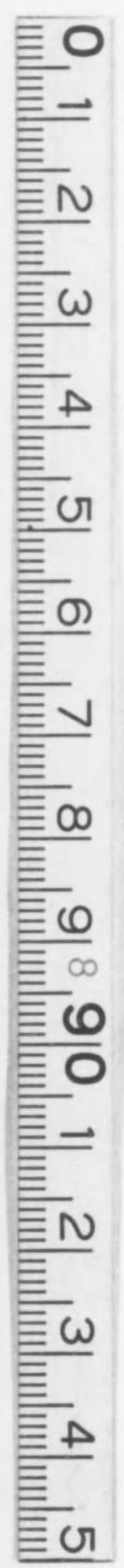


384-43
1200501455386

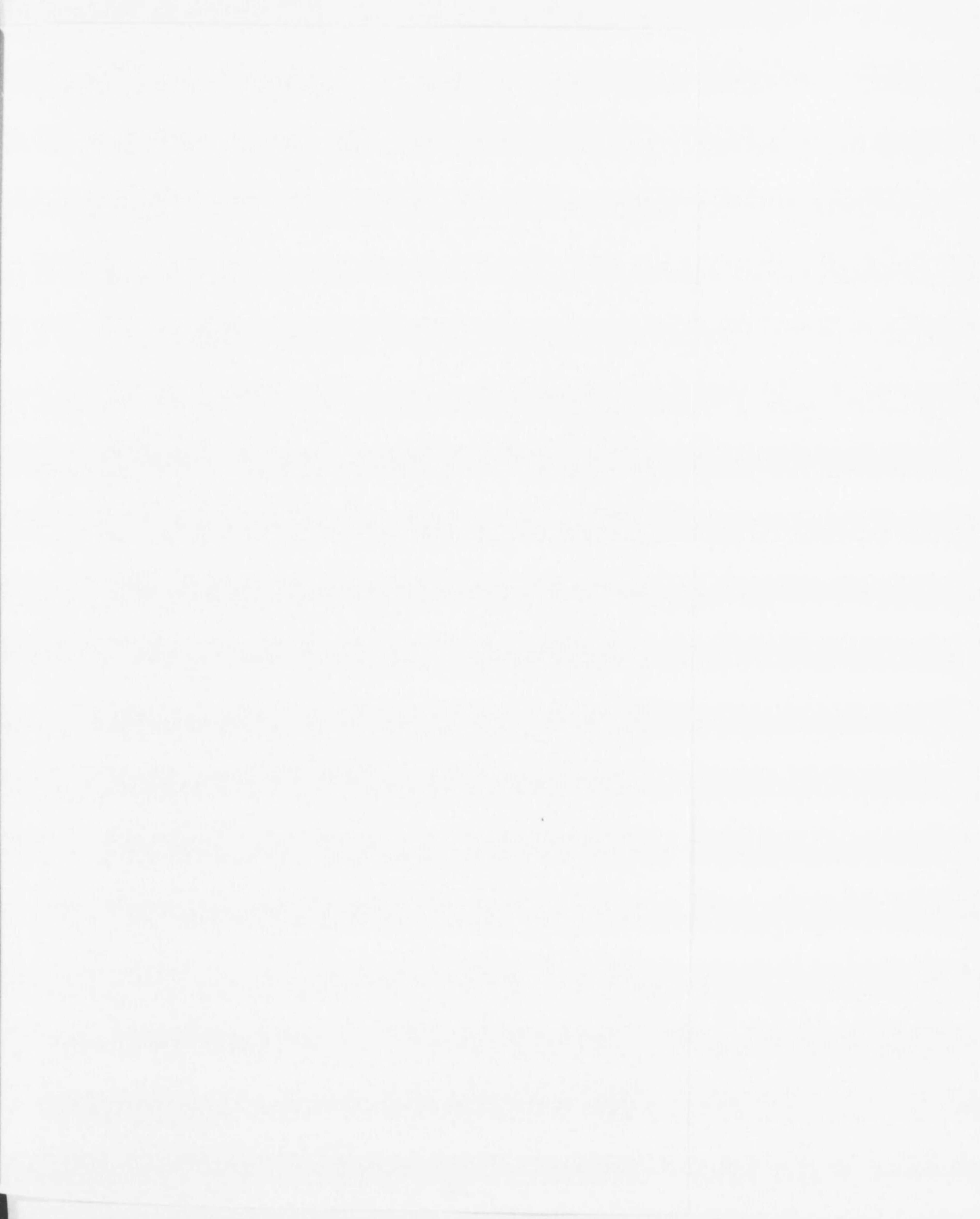
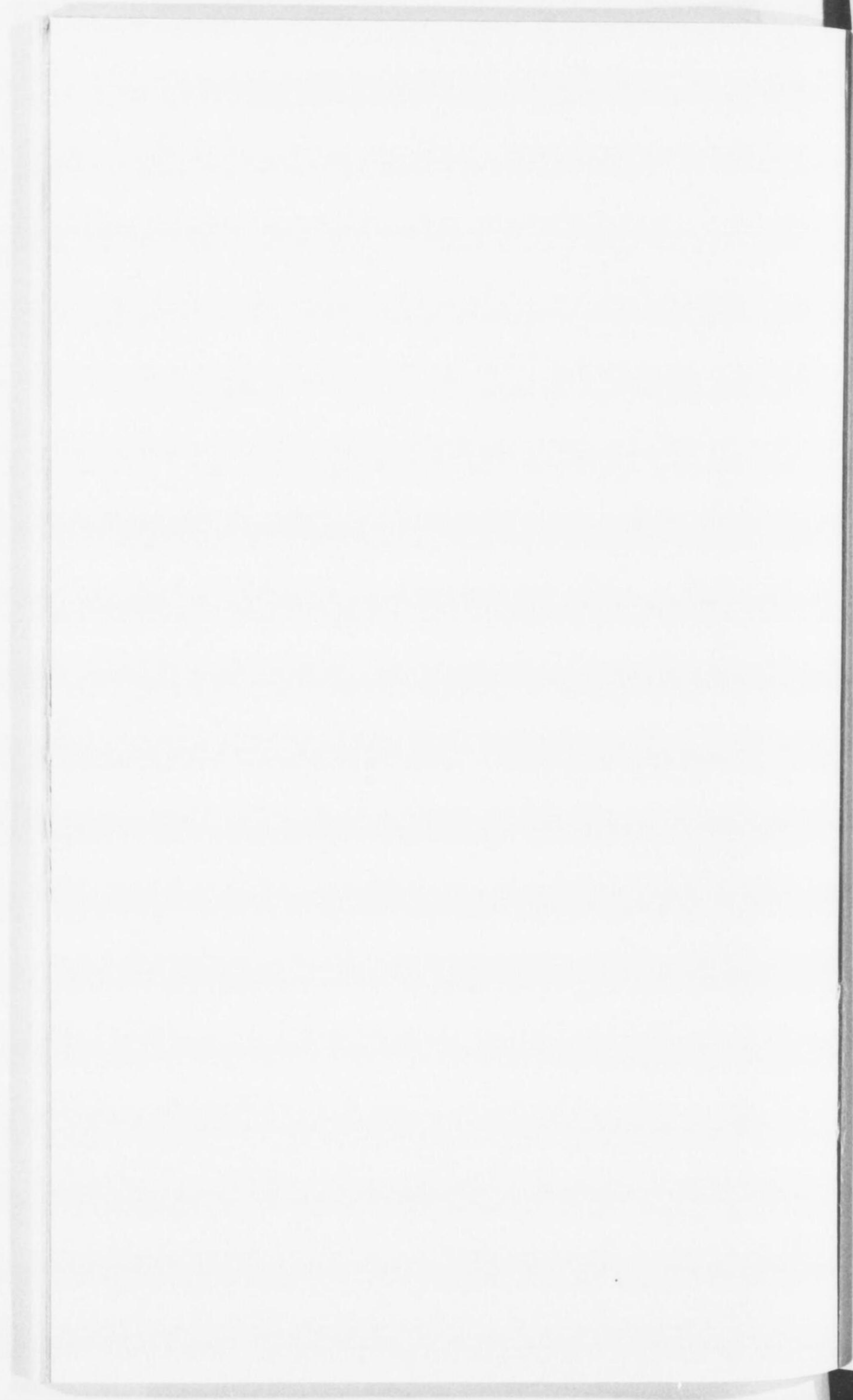
384
43



始





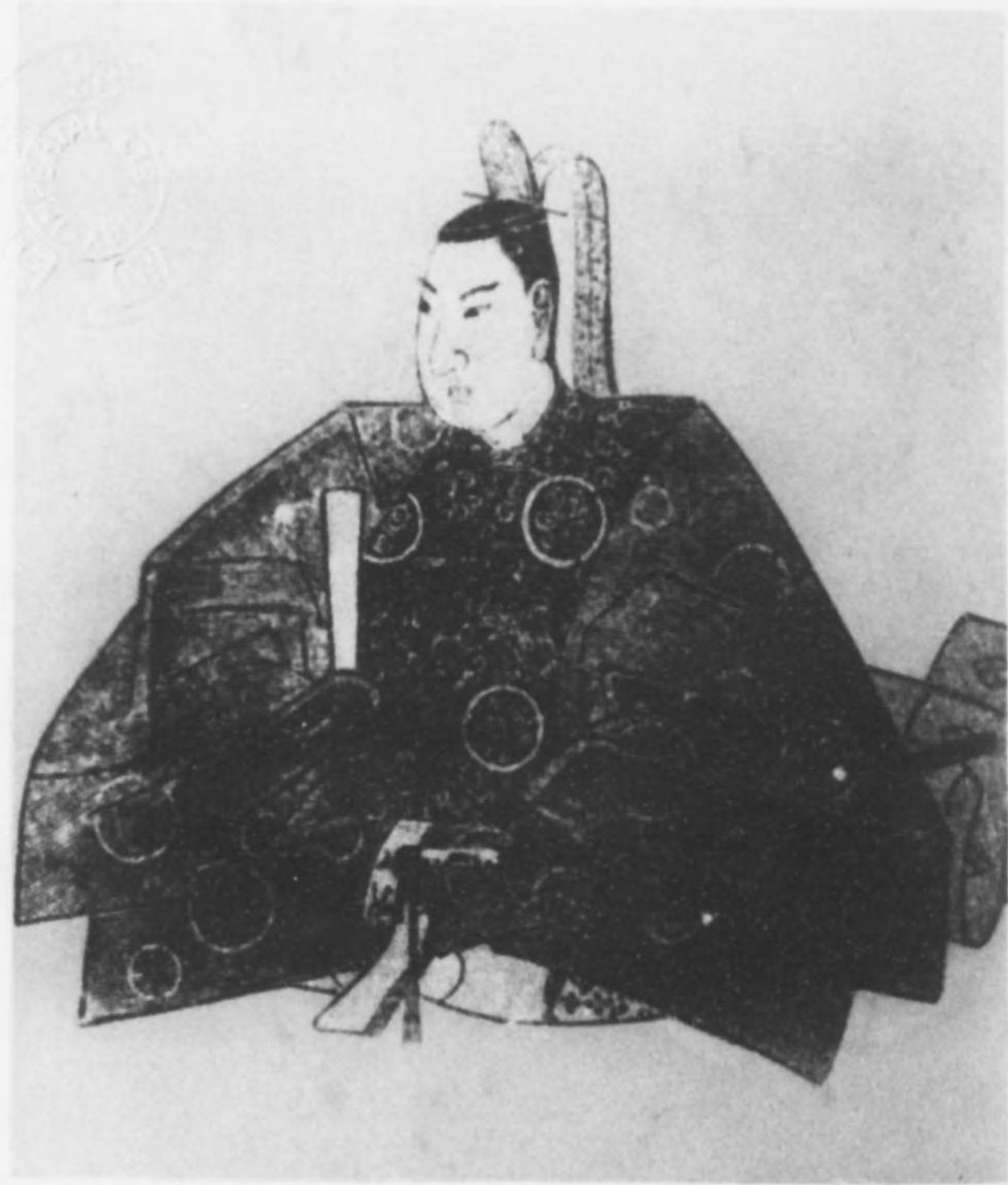


IT2M-95



尊皇攘夷篇





德川家茂畫像

384-43

尊皇攘夷篇刊行に就て

尊皇攘夷
の宣布

尊皇—元來尊王と云ふが、記者は故らに尊皇と改めた—攘夷は、癸丑甲寅—嘉
永安政—より、丁卯戊辰—慶應明治—までの、志士間に於ける、通り文句であつ
た、而してその文句の流行の創始と云はずんば、之を有力に宣布したるは、水戸
烈公の弘道館記に所謂る「王を尊び、夷を攘ひ、允に武に、允に文に」の一句からだ。
藤田東湖は、之を解して曰く、

堂々たる神州、天日の嗣、世々神器を奉じて、萬方に君臨す、上下内外の分、猶天
地の易ふ可からざるが如し、然らば則ち尊王攘夷は、實に志士仁人の忠を盡
し、國に報ゆるの大義なり。

と。されば尊皇攘夷は、實に水戸の首唱と云はざるも、提唱によりて、天下に風行
雷轟したるものたることが分明だ。若し強ひて其の文句の淵原を語らば、儒者
の所謂る春秋の大義に本くと云ふ可きであらう。

尊皇攘夷は此の如く、大義名分の上から、學者の研究問題として宣示せられ、やがては現在の政治問題として討議せられ、遂ひに志士の活動事件となりて實現せられた。之を時代的に云へば、天保、弘化までは、研究問題であつた。嘉永、安政までは、政治問題であつた。而して萬延、文久、元治、慶應に至りては、實行問題となつた。尊攘の文句は、何れの時代も同一であるが、其の主義と手段とは、亦た時代と共に變化した。而して其の文句が、愈よ實際運動の旗幟となつたのは、文久、元治の間であつた。

元來尊王攘夷は、日本で創造したる文句ではない。周末の時代、諸侯が跋扈して、周王を無視したから、特に尊王の大義を掲げ來たのだ。周時代に於ては、夷狄との交渉が頻繁であつた。詩經に所謂「戎狄是れ膺ち、荆舒是れ懲す」とあるは、攘夷の已む可からざる所以を語りたるものだ。何事にも外國の文化を使用する

に吝かならざる日本人は、尊攘の文句さへも、亦た之を採用し、而して其の本家本元たる支那人とは異りたる意義に代へて、若しくはそれに加へて、之を使用した。

日本國民は、其の本性として、決して攘夷家で無かつた。凡そ東西古今を通じて、我が日本國民の如き開放的國民は、殆んど唯一無二であらう。何れかと云へば、外人排斥は、日本人よりも支那人に於て濃厚に、而して歐米人に於て、更らにより濃厚である。それに比すれば日本人の如きは、寧ろ餘りに開放的に過ぎる程だ。そは我が如何に開放的であつたことは、祈年祭祝詞に、白雲の掩ふ所、青海の洗ふ所、馬蹄の到る所、舟車の達する所、狹國は廣く、峻國は平く、遠國は八十綱打ち懸けて引き寄すると標記せらるゝ通りだ。されば強ひて其の缺點を探れば、攘夷では無く、寧ろ餘りに外人を優待し、外物を優用することであつた。

我が無き
鎖國

我が上古の歴史に於て、支那、朝鮮、其他の移植人を包容したるばかりでなく、之を獎勵し、之を驩迎したる傾向あるは勿論。近世史の劈頭に於ける信長、秀吉、家康の如きも、決して攘夷家でも無く、鎖國家でも無かつた。然らば何故に徳川氏が鎖國制度を施行したる乎と云へば、それは種々の理由若しくは事情あるも、要するに外人若しくは外國との交通が、自國の治安と兩立する克はざるを看取したる爲めであつた。極めて手短かく云へば、日本人が自から好んで鎖國をしたのではなかつた。外人若しくは外國が、日本人をして鎖國を敢てするの、已む無きに到らしめたのであつた。

四

日本人の
先進國民
崇敬

日本の上古史に於ては、支那でも、朝鮮でも、印度でも、何れも日本よりも文化的に先進國であつた。従つて自然に其の先進國と先進國民を崇敬した。是れが餘りに甚だしきに至つた爲めに、それを矯む可く、聖徳太子の如きは、故らに國民的自覺を促告せられた。而して其の外國崇拜の流弊は延いて、戰國時代の末期

日本の攘
夷煽揚者

に迨び、葡萄牙人、西班牙人、英吉利人、和蘭陀人に對しても、稍同様の趣きを呈し、而して彼等の或者は、それを利用して、宗教を擴張するばかりで無く、その背後には、恐ろしき隱謀をも企てた。此れが耶蘇教禁制の動機となり、更らに教徒の叛亂となり、而して其の勢の極まる所、餘儀なく鎖國制度を強制施行するに至つたのである。

若し眞に攘夷の精神を、我が日本國民の裡に蓄へたるものあらば、それは鎖國以來からの遺傳に外ならない。固よりそれを以て、日本國民固有の精神であると斷言することは、不可能だ。而して更らに新たに攘夷的精神に油を注ぎたるものは、外人の態度だ。露國の北邊掠侵は、半は我が危惧心を刺戟し、半は我が敵愾心を勃興せしめた。而して癸丑、甲寅、彼理提督の浦賀から品海闖入に至りては、如何に好意的に之を考察しても、決して穩當の措置では無かつた。藤田東湖が「寶刀難染洋夷血」と絶叫したのも、決して壯士の空ら慷慨では無かつた。他人

五

を包容するには、餘りに寛裕であると同時に、自己の面目を重ずるには、餘りに嚴厲なる日本人は、確かに彼理提督から威嚇せられ、恫喝せられ、而して侮辱せられたものと自覺した。されば攘夷論に火を點じたるは、水戸であるも、それに薪を添へ、油を注ぎたるは、外人彼等自身であつたと云はねばならぬ。

世間では水戸烈公を以て、攘夷の大本山であるかの如く云ひ囃し、烈公自身も亦た此によりて愈よ其の看板を大きくし、其の旗幟を高く掲げた。けれども公は果して心からの攘夷家であつた乎。

烈公の攘夷論は必ずしも本志にあらず。烈公未だ部屋住たりし時より、屢戸田銀次郎、藤田虎之助等を引見して、水戸藩政の改革せざるべからざることども論議し給ひ、哀公の後を承けて水戸家を相續し給ひてよりは、愈日頃思ふ所を實際に施さんとて銳意し給ひしが、非常の改革を行ふには、何等かの名目なかるべからざるをもて、一時の權宜として、改革は武備充實の爲なり。

烈公本来
攘夷家な
らず

武備の充實は、近頃頻々近海に出沒する異船を打攘はんが爲なりと稱せられたるなり。即ち攘夷の主張は、全く藩政改革の口實たるに過ぎざりしが、後に至りては名目が目的となり行きて、形の如き攘夷論者となり給ひぬ。されば烈公は、異船來ると見ば有無をいはせず直に打攘はんといふが如き、無謀の攘夷論者にはあらず。固より我が砲術の拙きを知り給へば、新に西洋の砲術を學びて新發流と名づけ、胡服は一切用ひ給はざりしも、夙に藩士をして、甲冑を廢して筒袖陣羽織に古風の烏帽子を戴かしめ、自ら師範者となりて藩士を訓練せられたり。(昔夢會筆記)

以上は烈公の愛子徳川慶喜の自から語る所、父を知るは子に若くは無し、我等は之によりて烈公の本意が、必らずしも攘夷で無かつたことを知るを得た。烈公尙ほ然り、況んや其他をやだ。

文久元治
の攘夷論

文久以前はいざ知らず、文久元治の攘夷論に至りては、其の理由や其の事情は

八
同一ならざるも、何れも對外的よりも、對内的であつたことは、斷じて疑を容れない。或る場合は、他藩と對抗上から、或る場合は、勅命遵奉上から、或る場合は、自藩の冤を雪ぎ、其の地歩を保持せんとする上から、其他種々あるも、其の尤も重なる一は、攘夷を名として倒幕の實を擧げんとしたる一事だ。即ち倒幕の目的を達せんが爲めに、攘夷の手段を假りたる一事だ。されば一たび倒幕の目的を達し來れば、其の手段の必要は直ちに消散し去る可きは必然にして、攘夷論は何處ともなく其影を載め去つた。而して何人も其の行衛を尋ねんとする者は無かつた。偶々眞面目に攘夷論を主張したる者は、今更ら仲間の爲めに一杯喰はされたるを悔恨して、或は憤死し、或は絶望死した。偶々最後まで之を行はんとしたる者は、空しく時代後れの螳螂の斧に止つた。

昭和十年六月二十日午前十一時
大森山王草堂蟬聲始めて窓樹に吟ずるの時

蘇峰七十三叟

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第二十冊、緘、豊、徳以來通計四十九冊。
- 一 本篇は昭和八年五月三日起稿、八月十六日脱稿。
- 一 現在第五十冊「攘夷實行篇」第五十一冊「大和及生野義舉」第五十二冊「文久元治の時局」第五十三冊「元治甲子禁門の變」第五十四冊「筑波山一舉」第五十五冊「内外交渉篇」第五十六冊「長州征伐」第五十七冊「幕長對抗篇」を稿了し、目下第五十八冊「幕府瓦解期に入る」の半に達してゐる。
- 一 國史研究の風、世上に興り、特に維新史を説く者多し。著者は漸く江湖に同好者の多からんとするを悦ぶ。
- 一 世上往々著者の片言隻語を指摘して、論評を試むる者あり。然も著者の功罪は全體の上に於て定めよ。
- 一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和十年六月念 大森山王草堂に於て

蘇峰迂叟

近世日本國民史 尊皇攘夷篇 目次

第壹章 尊攘論益々優勢……………一

一 尊皇攘夷(一)……………一

尊攘實行氣運(一) 倒幕手段(二) 尊皇と倒幕(二) 從來の尊皇論者(二) 初めの攘夷論(三) 攘夷論の本源(三) 至尊の御責任觀念(四) 幕府の自繩自縛(四)

二 尊皇攘夷(二)……………五

幕閣の攘夷に對する考(五) 攘夷の急漸兩派(六) 自主的開國論(六) 條約否正當論(七) 尊皇攘夷倒幕攘夷となる(七) 攘夷高調の結果倒幕(八) 倒幕の方便(八)

三 京都の趨勢……………九

尊皇急派釋派(九) 激派の勢(一〇) 民間有志の勢力(一〇) 孝明天皇御思召(一一) 有志者勢力の恢復(一一) 幕府存在無視(一二) 將軍上洛の急要(一二)

第二章 容保慶喜の入京……………一五

四 公武合體と其の筋書作者……………一五

松平春嶽の合體筋書〔一五〕 小楠の將軍上洛論〔一六〕 小楠奇禍〔一六〕 春嶽側
の釋明〔一七〕 餘儀なく越前に下す〔一八〕 春嶽の落膽〔一八〕 小楠世祿沒收
〔一九〕

五 京都守護職松平容保の入京……………二〇

松平容保上京〔二〇〕 容保入京の儀裝〔二〇〕 容保近衛關白會見〔二一〕 忠照容
保信頼の情〔二一〕 會津藩努力の道開く〔二二〕 會津藩の要望〔二三〕

六 文久三年歳首の京都……………二四

容保參内〔二四〕 容保拜謁の狀〔二四〕 將軍辭官上表却下〔二五〕 其の勅書〔二
六〕 田安慶頼辭官隱居許可〔二六〕 將軍責任倍加〔二七〕 池田氏等恩賜〔二七〕
諸藩主京都に集る〔二八〕

註 田安慶頼隱居に付幕府の達書〔續徳川實紀〕……………二八

七 一橋慶喜の上京と建白……………二九

大阪警衛の命〔二九〕 慶喜兵を水戸に借る〔二九〕 隨從八士決定〔三〇〕 開國論
の放棄〔三〇〕 慶喜江戸發〔三一〕 慶喜參内拜謁〔三一〕 慶喜建白〔三二〕 青蓮
院宮還俗の事〔三三〕

註 文久三年正月十四日一橋慶喜伊達宗城宛書簡〔伊達

家文書〕……………三四

第三章 朝廷に於ける兩派勢力の消長……………三七

八 國事掛の辭表及其の撤回……………三七

朝廷兩派一致難〔三七〕 尊融親王辭表〔三七〕 鷹司輔熙辭表〔三八〕 一條二條等
の連署辭表〔三九〕 忠房實良辭表〔四〇〕 右撤回〔四〇〕 辭表撤回請書〔四一〕

九 近衛關白の辭職と青蓮院宮の還俗……………四二

關白の交迭〔四二〕 幕府の近衛氏留任希望〔四三〕 京都事情の複雑〔四四〕 鷹司
氏御内意御請〔四四〕 青蓮院宮還俗問題〔四五〕 還俗内旨〔四六〕 幕府内議條項
〔四七〕

一〇 中山、正親町三條二議奏の辭職 (一) 四八
兩人また世論に動かさる(四八) 退職願末(四八) 中山内申書(四九) 意外悪名(四九) 中山の憤慨(五〇) 中山門前投書本文(五一) 投書の影響(五二)

一一 中山、正親町三條二議奏の辭職 (二) 五三
中山等の狼狽(五三) 慶喜の兩脚留職主張(五三) 浪人歸藩の要(五四) 朝廷評議(五五) 辭職聽許(五六) 中山辭表(五六) 正親町三條辭表(五七) 國事掛上申書(五八)

一二 松平春嶽の上京 五九
春嶽上京せんとす(五九) 春嶽上京通告(六〇) 春嶽御暇下賜(六〇) 春嶽大阪に入る(六一) 春嶽伏見に入る(六一) 春嶽入京(六二) 春嶽道中(六二) 鷹司關白訪問(六二)

第四章 薩藩態度の表明 六五

一三 薩藩の運動 六五

一四 大久保利通の書翰によりて表明せられたる薩藩の態度 七〇
薩藩の力(六五) 朝幕薩連盟關係(六五) 右に對立する者(六六) 薩士運動(六七) 吉井の運動(六七) 吉井大久保近衛氏謁見(六八) 吉井春嶽に會見(六九)

一五 京都に於ける大久保利通の周旋 (一) 七四
大久保入府(七〇) 大久保桂宛狀(七一) 薩藩の態度(七二) 漸進の策(七三)

一六 京都に於ける大久保利通の周旋 (二) 七八
大久保の上國運動(七四) 大久保近衛父子に謁見(七四) 大久保申出(七五) 近衛氏垂示(七五) 大久保青蓮院宮謁見(七六) 正親町三條引入策(七七) 頼むは宮のみ(七七)

一七 京都に於ける大久保利通の周旋 (三) 八二
大久保使命(七八) 青蓮院宮近衛氏等會議(七九) 大久保藤井出頭(七九) 長州屈服の策(八〇) 先づ春嶽容堂上京案(八〇) 大久保江戸急行(八一)

久光上京に就き(八二) 久光の懸念(八三) 利己的勤王論者(八三) 自衛防衛の要(八四) 諸侯上京の弊(八四) 鍋島暴狀(八五) 鍋島排撃(八五) 國事掛の無用(八六)

一八 大久保の持参したる島津久光の
建白書(一)……………八七

急遽上京難(八七) 英船渡來の難(八八) 定策決定苦心(八九) 衆口に動搖の不可(八九) 將軍上洛の不可(九〇) 其理由の一(九〇)

一九 大久保の持参したる島津久光の
建白書(二)……………九一

將軍上洛不可理由第二(九一) 同第三(九一) 同第四(九一) 同第五(九二) 同第六(九二) 重なる理由(九二) 上洛延期の方法(九二) 攘夷實行の急務(九三) 青蓮院宮還俗の要(九四) 容堂慶徳推薦(九四) 將軍上洛に就き幕府内心(九五)

第五章 大久保の運動……………九七

二〇 江戸に於ける大久保利通の周旋(一)……………九七

大久保中山宛狀(九七) 大久保出府(九七) 大久保春嶽容堂會見(九八) 漸く決議(九九) 長土暴論(九九) 將軍上洛延期の不可(九九) 大小名豫參差止(一〇〇) 島津周旋の事(一〇一) 以上要領(一〇一)

二一 江戸に於ける大久保利通の周旋(二)……………一〇二

大久保豫定變更(一〇二) 容堂上京の計(一〇二) 容堂側臣必死盡力(一〇三) 容堂側と武市側(一〇三) 春嶽容堂の要求(一〇四) 不容易上京(一〇四) 最後の手(一〇五)

註 江戸の状況〔幕府衰亡論〕……………一〇六

二二 越前側より見たる大久保の周旋(一)……………一〇六

大久保の相手(一〇七) 春嶽大久保を召し協議(一〇七) 大久保進説の効果(一〇八) 閑叟上京の斷り(一〇八) 閑叟老翁(一〇九) 容堂上京決定(一〇九) 朝廷供御増加の議(一〇九) 春嶽近衛氏宛返翰(一一〇)

二三 越前側より見たる大久保の周旋(二)……………一一一

供御増額承認さる(一一一) 將軍上洛に關する大久保意見(一一一) 右意見の由來(一一二) 中根大久保上京(一一三) 中根大久保打合せ(一一三) 越前側の不幸(一一四)

二四 京都に於ける薩越の運動 (一)……………一一五

中根慶喜打合(一一五) 京都過激派勢力の盛大(一一六) 更に一難(一一六) 青蓮院宮面會拒絶(一一六) 宮不聽許の次第(一一七) 以上要領(一一八)

二五 京都に於ける薩越の運動 (二)……………一一九

京都形勢切迫(一一九) 將軍上洛延期發令申合(一二一) 大久保歸國決定(一二一) 上洛延期不聽納の理由(一二二) 中根のあきらめ(一二二)

第六章 容堂春嶽入京……………一二五

二六 山内容堂の入京……………一二五

容堂上洛發途(一二五) 汽船貸下(一二五) 海上遭難(一二六) 下田港に入る(一二六) 勝會見(一二六) 容堂勝に扇面を賜ふ(一二七) 容堂大阪に入る(一二七)

二七 大久保容堂に謁見(一二八) 容堂入京(一二八)

二七 京都に於ける土佐勤皇派の運動……………一二九

土佐藩禍機(一二九) 土佐大隱居を動かすの策(一三〇) 間崎、廣瀬青蓮院宮に謁(一三〇) 其顛末(一三〇) 間崎廣瀬の歸藩奔走(一三一) 勤皇派の成功(一三二) 宮御憤激(一三二) 宮武市等の意の如くならず(一三三)

二八 山内容堂と土佐勤皇黨……………一三四

容堂勤皇黨戒飭覺悟(一三四) 平井譴責(一三四) 平井關白の召命を辭す(一三五) 平井等標的視せらる(一三五) 容堂過激運動を擧げず(一三六) 容堂に對する示威(一三七) 私刑流行(一三七)

註 文久三年正月二十日尾張慶勝建白大意(三世紀事略) 一三八

二九 松平春嶽の入京……………一三九

春嶽また入京せんとす(一三九) また海路をとる(一三九) 乗船出發(一四〇) 勝春嶽に決心を促がす(一四〇) 京都の大混亂(一四一) 幕府依然舊習(一四一) 尊奉誠意缺乏(一四二) 將軍上洛注意(一四二) 大阪諸役兎角鄭重(一四二) 牧野所司代答書(一四三)

三〇 松平容保の浪人處分案……………一四四

容保春嶽訪問(一四四) 中根代りて對面(一四五) 容保の浪士鎮定策(一四五) 板挟み窮餘の策(一四六) 春嶽即答せず(一四六) 容保携帶の書(一四六) 以て京都の雰圍氣を知る(一四七)

三一 松平春嶽鷹司關白を訪ふ……………一四八

春嶽攘夷不可論(一四八) 春嶽意見提出(一四九) 志士取締不可能(一四九) 關白への一書(一五〇) 憂ふべき京都現狀(一五一) 志士の心(一五一) 急に決定の要(一五二)

三二 松平容保と攘夷の期限……………一五三

容保困難の役目(一五三) 容保將軍上洛促進策(一五三) 浪人逮捕案(一五三) 浪人制壓令(一五四) 諸侯續々入京(一五五) 三條の形勢激成(一五五) 激派朝臣關白に迫る(一五六) 京都形勢落著かず(一五七)

註 暴行志士取締に就き容保書狀(淺羽氏筆記)……………一五七

第七章 攘夷期限決定……………一五九

三三 毛利慶親の參議推任……………一五九

毛利氏の勤皇派聲援(一五九) 慶親勅宣下賜(一五九) 薩長の權衡(一六〇) 慶親參議推任の経緯(一六一) 朝廷の反對者(一六二) 朝廷内の薩長兩派(一六二) 毛利定廣無名投書家辯護(一六二) 長州攘夷一點張り(一六三)

三四 久坂、寺島、轟の三士意見書を上る……………一六四

薩長對峙(一六四) 京都翠紅館會議(一六四) 當時の大問題(一六五) 久坂等の建白(一六五) 建白書本文(一六六) 右意見書の効果(一六七)

三五 過激廷臣の運動……………一六七

困難なる鷹司關白の立場(一六八) 姉小路邸廷臣會合意見書(一六八) 朝廷弊風攻撃(一六九) 會合者連名(一六九) 鷹司邸に參向(一七〇) 慶喜春嶽詰問に決す(一七一) 一橋旅館に向ふ(一七二)

三六 三條實美等一橋慶喜等と談判の顛末(一)……………一七二

東本願寺慶喜寓所の討論〔一七二〕 三條の慶喜春嶽決答要求〔一七三〕 慶喜答辯〔一七三〕 將軍留守中決定難〔一七四〕 期限朝廷にて決定要求〔一七五〕 歸府二十日後申出〔一七五〕 談判終了〔一七六〕 廷臣長臣呼應運動〔一七六〕

三七 三條實美等一橋慶喜等と

談判の顛末(二)……………一七七

幕府側の所記〔一七七〕 參會の公卿及び諸侯〔一七八〕 應答大意〔一七八〕 幕府側兜を脱ぐ〔一七八〕 春嶽輕卒決定反對〔一七九〕 一橋等の主張〔一七九〕 餘儀なく決定〔一八〇〕 期限決定〔一八〇〕 上答書〔一八〇〕

註 勅使との應接に關する慶喜談話〔昔參會筆記〕……………一八一

三八 一橋慶喜以下二條城の評定……………一八三

暴論制止運動無效〔一八三〕 穩和派の焦慮〔一八四〕 慶子事を誤る〔一八四〕 穩和派の希望無效〔一八五〕 二條城會議〔一八六〕 慶喜春嶽關白訪問理由〔一八六〕 春嶽等續思〔一八六〕 攘夷期限推算書提出〔一八七〕 幕府側不覺〔一八八〕

三九 朝廷に於ける過激派……………一八八

第八章

長藩の拂へる犠牲……………一九五

四〇 長藩々論一轉の犠牲者、來原良藏……………一九五

長州の直前勇進〔一九五〕 長州の拂へる犠牲〔一九五〕 來原の人物〔一九六〕 來原自殺〔一九七〕 遺書〔一九八〕 自殺の徑路〔一九八〕

四一 長井雅樂切腹を命ぜらる……………二〇〇

長井の人物〔二〇〇〕 長井一身の變化〔二〇一〕 長井切腹〔二〇一〕 その罪案〔二〇一〕 右罪案の眼目〔二〇四〕

四二 長井雅樂最後の告白(一)……………二〇四

長井高杉に寄する書〔二〇四〕 苦衷披瀝〔二〇五〕 書類御用所にあり〔二〇六〕 書類保存の要望〔二〇六〕 萬事奉命の事〔二〇七〕 鳥田等との關係〔二〇七〕 三

浦との交際(二〇八)

四三 長井雅樂最後の告白(二)……………二〇八

所司代取入りの辯(二〇八) 島田との關係(二〇九) 生々死々の遺憾(二一〇)
藩議變更無關係(二一〇) 時勢の犠牲(二一一) 藩の非理(二一二)

四四 長井雅樂の切腹……………二一三

長井吉田の關係(二一三) 周布亦長井と離る(二一三) 長井擁護者(二一四) 急
急切腹命令(二一五) 刑の宣告(二一五) 介錯人(二一六) 最後の状況(二一七)

第九章 諸大名召集諮詢……………二一九

四五 浪人問題……………二一九

長藩の過激派煽揚(二一九) 中山忠光の勢(二一九) 公卿また激派となる(二二〇)
○) 浪士鎮定難(二二〇) 浪士歸參問題(二二一) 關白青蓮院宮宛狀(二二二)
關白春嶽宛狀(二二三) 春嶽等返書(二二三)

四六 諸大名參内攘夷叡慮の演達……………二四

諸侯天盃を賜はる(二二四) 春嶽側記事(二二四) 諸侯召集諮詢(二二五) 參政
上言(二二五) 關白申渡(二二七) 再び關白申渡(二二七) 參集大名(二二八)
攘夷熱激烈(二二八) 攘夷不可口外者無し(二二九)

四七 毛利定廣の加茂泉涌寺行幸の建白……………二二九

長老大臣の當惑(二三〇) 騎虎の勢(二三〇) 毛利定廣の建白(二三一) 天皇親
征論(二三一) 攘夷安民御祈願の事(二三二) 所謂天行健(二三二) 親征巡狩の
基本(二三三) 定廣建白の理由(二三三) 薩藩の對抗策(二三三)

四八 政權返上乎、政權委任乎……………二三四

首路洞開の達(二三四) 松平容保布令(二三四) 人心一新の必要(二三五) 幕府
の調節策(二三五) 政令二途に出るの弊(二三五) 春嶽慶永青蓮院宮に參る(二
三七)

四九 政令一途に關する御前會議開催の

提議……………二三八

春嶽の決心(二三八) 容堂また參殿(二三八) 二條城集合(二三九) 一橋政令一
途論(二四〇) 鷹司關白告白(二四〇) 主上激論家を嫌ふ(二四一) 迷惑なる談

武者(二四二) 春嶽御前會議提議(二四二) 御前會議延期(二四二) 註 近衛邸會合に就き慶喜の配慮(久通宮文書)……………二四三

五〇 三條實美の辭表聽納せられず……………二四四

急進的攘夷派の頭目(二四四) 三條辭表(二四四) 政事相談役希望(二四五) 不本意の辭表(二四五) 辭表却下(二四六) 主上思召(二四七)

五一 大原重徳の追咎……………二四七

大原御咎(二四八) 勅語改竄一件(二四八) 大原上書(二四八) 改竄の次第(二四九) 伏見一件取除きの理由(二五〇) 何ひの間合無し(二五〇) 毛利氏難澁致さぬ爲(二五〇) 改竄の通告(二五一) 近衛氏の改竄嘉賞(二五一) 辯疏充分(二五二) 免れ難き趨勢(二五二)

第十章 過激派の示威運動と其處分……………二五五

五二 足利將軍木像の梟首……………二五九

徳川將軍間接射撃(二五五) 單なる惡戯に非ず(二五五) 三條大橋立札(二五五)

追加本文(二五七) 威嚇強迫(二五七) 木像三個梟首(二五七) 幕府神經を悩ます(二五八)

五三 京都守護職逮捕に著手す……………二五九

容保探偵を用ふ(二五九) 梟首同人(二六〇) 容保殿屬取締決意(二六一) 逮捕延期の要求(二六一) 平塚飄齋(二六一) 逮捕令を發す(二六一)

五四 逮捕及び處分案……………二六三

逮捕實行(二六三) 顛末上奏(二六四) 實美等の寛假運動(二六五) 長藩士の意見書提出(二六六) 櫻田の例(二六七) 賞罰は位官によらず(二六七) 楠氏追殺願(二六八) 足利義滿不忠(二六八) 急激派代表の意見(二六九)

五五 處分及び處分案に關する異議……………二七〇

會津藩士の憤激(二七〇) 會津藩士意見書(二七〇) 會津藩士覺悟(二七一) 容保の藩士鎮撫(二七二) 人心洶々(二七二) 中川宮意見(二七二) 浮浪舊主家の憤激(二七三) 守護職の輕卒(二七四) 一橋暫時放任論(二七四)

註 過激黨取締不徹底……………二七五

五六 長藩の石清水行幸と御親兵貢獻の上書……………二七六

長藩の旗幟鮮明〔二七六〕 毛利定廣の石清水行幸提議〔二七七〕 其意見書〔二七七〕 御親兵貢獻の建議〔二七八〕 朝廷國事掛等上言〔二七九〕 御親兵貢士の事〔二七九〕 親兵操練の事〔二八〇〕 親兵兵食の事〔二八一〕

第十一章 將軍の入京參内……………二八三

五七 將軍家茂の上洛 (一)……………二八三

家茂上洛の意味〔二八三〕 上洛觸〔二八三〕 勝上洛御供の命〔二八四〕 急遽道筋變更〔二八四〕 道中筋御達〔二八五〕 勝の憤慨〔二八六〕 上洛發途〔二八六〕 初日行程〔二八七〕

五八 將軍家茂の上洛 (二)……………二八八

上洛道中〔二八八〕 尾州侯饗應〔二八八〕 小笠原長行出迎へ〔二八九〕 入京〔二八九〕 伊勢奉幣使出會を避く〔二九〇〕 右に關する朝廷側記事〔二九一〕

五九 春嶽の勸告、慶喜の參内……………二九二

春嶽辭意〔二九二〕 幕府激派の裏を搔く〔二九二〕 春嶽の將軍辭職勸告〔二九三〕 其意見書〔二九四〕 慶喜參内〔二九五〕 政令一途の奏上〔二九六〕 勸答〔二九六〕 勸書下賜〔二九七〕

六〇 將軍家茂の參内……………二九七

慶喜言上書付〔二九七〕 和宮下向御禮〔二九八〕 政令一切委任願〔二九八〕 委任勸書〔二九九〕 家茂參内〔二九九〕 進獻物〔三〇〇〕 隨從諸侯〔三〇一〕 註 家茂主上に拜謁〔瑛記抄〕……………三〇三

六一 參内餘聞……………三〇五

家茂差出書面〔三〇五〕 煮え切らぬ差出〔三〇五〕 朝廷交付の狀〔三〇五〕 委任奏請效能減殺〔三〇六〕 慶喜何書〔三〇六〕 慶喜の勅文解釋〔三〇七〕 京都市民に贈遺〔三〇八〕

第十二章 加茂行幸と其後の形勢……………三一

六二 加茂下上社行幸 (一) 三二一

急激派酒々の勢 (三一) 激派の示威運動 (三一) 内侍所御祈禱 (三一) 御
 神事入 (三一) 御出聲支度 (三一) 鳳輦乗御 (三一) 行幸御模様 (三一)

六三 加茂下上社行幸 (二) 三二五

供奉朝臣面々 (三一五) 供奉諸大名 (三一六) 沿道堵列拜觀 (三一六) 天盃神饌
 を將軍に賜ふ (三一七) 當日將軍の行動 (三一八) 元治夢物語の記事 (三一九)
 註 加茂行幸に關する慶喜談話 (昔夢會筆記) 三二〇

六四 松平春嶽の辭表提出 三二二

倒幕への一大促進 (三二二) 春嶽の諦め (三二三) 辭職内願書 (三二三) 春嶽百
 計窮す (三二四) 伊達宗城引止め (三二五)

六五 將軍の在京延期 三二六

生麥問題 (三二六) 慶喜の將軍在京延期申立 (三二七) 京都緩和の爲 (三二八)
 尾州侯申立 (三二八) 滯京勅諭降下請願 (三二九) 朝廷達書 (三二九) 後見總裁
 歸府命令 (三三〇)

六六 松平春嶽の辭表撤回勸告 (一) 三三一

春嶽の政權返上決心 (三三一) 久光の非難 (三三一) 久光の春嶽會見申込 (三三
 二) 春嶽存意申上げ (三三二) 慶喜春嶽に面會申入 (三三三) 慶喜春嶽會見 (三
 三四) 慶喜觀察の正鵠 (三三五)

六七 松平春嶽の辭表撤回勸告 (二) 三三六

春嶽勸告に應ぜず (三三六) 慶喜論鋒一轉 (三三六) 小笠原長行の勸説 (三三六)
 生麥事件周旋を求む (三三七) 引留運動了る (三三七) 更に辭職の要を開陳 (三
 三八) 水野板倉勸説 (三三八) 春嶽の島津周旋斷り (三三九)

第十三章 島津久光の來去 三四一

六八 島津久光再度の上京 三四一

久光入京 (三四一) 久光上京の目的 (三四一) 建言要綱 (三四二) 輕卒攘夷の不
 可 (三四二) 慶喜春嶽冷遇の非 (三四三) 暴説家處分の事 (三四三) 前關白等委
 任の事 (三四三) 大原宥免の事 (三四四) 大政征夷委任の事 (三四四) 御親兵の

無用〔三四四〕 亡命者信用の非〔三四五〕

註 島津久光入京〔續再夢紀事〕……………三四六

六九 小松帶刀の大久保利通に與へたる

書翰……………三四六

京都に於ける久光行動〔三四七〕 關白不斷因循〔三四七〕 久光に三條姉小路説得
依頼〔三四八〕 一橋山内亦無議論〔三四八〕 籠に腕押し〔三四九〕 京地依然暴論
のみ〔三五〇〕

七〇 島津久光京都を去る……………三五〇

退京上申書〔三五〇〕 國元防備の要〔三五二〕 所司代への上申〔三五二〕 止むを
得ざる申出〔三五二〕 近衛氏宛狀〔三五二〕 急々歸國の必要〔三五二〕 歸國發途
〔三五三〕

註 島津久光歸國〔島津久光公實紀〕……………三五四

第十四章 將軍家茂の滯京……………三五七

七一 將軍家茂滯京問題……………三五七

將軍歸府申請〔三五七〕 關白沙汰書〔三五七〕 京都朝紳の意向〔三五八〕 滯京命
令の次第〔三五九〕 將軍參内御達頂戴〔三五九〕 家茂參内の狀況〔三六〇〕 重ね
て東歸申請〔三六一〕 主上親しく滯京御諭〔三六一〕

七二 御親兵制實行の促進……………三六三

朝廷親兵制實行取急ぎ〔三六三〕 國事掛參政等言上〔三六三〕 朝廷諭達書〔三六
四〕 慶喜復奏〔三六四〕 幕府宣誓書〔三六五〕 所司代布達書差出〔三六五〕 長
藩の親兵稟請〔三六六〕 朝廷慶親への達書〔三六七〕

七三 松平春嶽再度の辭表……………三六七

春嶽辭表撤回せず〔三六八〕 春嶽板倉會見〔三六八〕 春嶽將軍辭職論〔三六九〕
春嶽裏切らる〔三六九〕 春嶽辭職許可督促〔三七〇〕 慶喜また諦めか〔三七〇〕
山内中川宮諦めず〔三七〇〕 容堂意見〔三七一〕 春嶽迷懷〔三七二〕

七四 松平春嶽遂に去る……………三七三

春嶽無責任か〔三七三〕 春嶽歸藩決心〔三七三〕 斷然歸國通告〔三七四〕 春嶽決

心理由の一(三七四) 板倉引止を聞かず(三七五) 春嶽歸國發途(三七六) 通塞
仰付(三七七) 春嶽苦心(三七七) 幕府内實喜悅(三七八)

七五 將軍抑留運動の裏面 三七九

長州獨天下(三七九) 激派抑留の魂膽(三七九) 長藩の手裏面に動く(三八〇)
長藩有志の運動(三八〇) 長藩上下相通(三八一)

七六 四月二日將軍家茂の參内 三八二

家茂出發思止(三八三) 參内(三八三) 御馬を賜はる(三八四) 天皇優渥(三八
五) 渦激派待機(三八五) 中山出奔(三八六)

第十五章 石清水行幸次第 三八九

七七 石清水行幸に關する評定 三八九

石清水行幸評定(三八九) 三卿勅答(三九〇) 餘りに贊成ならず(三九一) 中川
宮勅答(三九一) 宮また餘りに贊成ならず(三九二) 風聲奉奪の風評(三九二)
慶喜意見(三九二) 掛念場所行幸の不可(三九三)

註 石清水行幸につき水無瀬宮神託(中山忠能日記、庭田重
風答書) 三九三

七八 行幸以前の内情 三九四

行幸延期(三九四) 中山忠能憤慨(三九五) 一條忠香中山宛書簡(三九六) 中山
答書(三九六) 警衛充分(三九七) 行幸延引不可(三九七) 延引事情(三九八)

七九 石清水行幸 三九九

行幸状況(三九九) 先駆面々(四〇〇) 後供奉武家(四〇〇) 風評に有志憤激
(四〇一) 行幸發議者(四〇一) 毛利定廣答書(四〇二)

八〇 石清水行幸補記 (一) 四〇三

御觸書(四〇三) 幕府の觸書(四〇四) 拜觀心得(四〇五) 道筋取締(四〇五)
長橋局の記事(四〇六) 豐藏坊入御(四〇七) 本社御拜(四〇八)

八一 石清水行幸補記 (二) 四〇八

將軍不參の不思議(四〇八) 慶喜所勞始末(四〇九) 將軍不參理由(四〇九) 陰
謀流説(四一一) 尾張慶勝意見(四一一)

註 石清水行幸に就き慶喜談話〔昔夢會筆記〕……………四一二

八二 石清水行幸補記 (三)……………四一四

問きはに御断り(四一四) 浮浪要途の風説(四一五) 宮中亦不安心(四一六) 將軍虛病ならず(四一六) 結宮奉養の飛語(四一七)

第十六章 石清水行幸後の状勢……………四一九

八三 石清水行幸後に於ける長藩主

父子の建白……………四一九

長藩の行幸支持(四一九) 長藩の主張(四一九) 長藩警備責任の大(四二〇) 定廣勅旨を拜す(四二〇) 定廣策議十條(四二一) 大學校造建の議(四二一) 御親征希願(四二二) 天皇嘉賞(四二二) 攘夷期限公布建白(四二三)

八四 石清水行幸後必然の結論 (一)……………四二四

次いで来る者(四二四) 將軍及後見に下問(四二四) 御前御尋之個條(四二五)

慶喜への御沙汰(四二五) 幕府奉答書(四二六) 攘夷延引の理由言上(四二六) 將軍東歸の伏線(四二七) 幕府退却兩難(四二八)

八五 石清水行幸後必然の結論 (二)……………四二八

攝海防禦勅答(四二八) 十萬石以下朝親(四二九) 慶喜申請書(四三一) 右申請の理由(四三一) 毛利定廣意見を徴す(四三二) 定廣意見書(四三二) 慶喜への勅答(四三三)

八六 三條橋の張紙……………四三四

將軍報聞を欺く(四三四) 幕閣奸謀(四三四) 張紙の刺戟(四三五) 會津側推測(四三五) 一橋東歸問題(四三六) 因循に非ざるを示す(四三七) 親兵實施(四三七) 幕權を殺ぐの策(四三七)

八七 一橋慶喜東歸の事情 (一)……………四三九

史僚將軍東還を促がす(四三九) 容保慶喜東歸に反対(四四〇) 水戸江戸守備の任に堪へず(四四一) 慶喜心動く(四四二) 岡部に對する非難(四四二) 單に岡部の爲ならじ(四四三)

八八 一橋慶喜東歸の事情 (二) 四四三

慶喜當惑また當然(四四三) 八幡行幸の際の慶喜(四四四) 實行不可能の攘夷期日(四四五) 餘りに無責任(四四五) 慶喜參内暇乞(四四六) 東下第一義(四四六) 東下第二義(四四七)

八九 將軍家茂の攝海巡視 (一) 四四八

家茂奉答文(四四八) 家茂下阪(四四九) 急激派の壓迫(四四九) 會津容保の將軍東歸反對(四五〇) 新撰組また反對(四五一) 急攘派建白(四五二) 將軍滯京御沙汰(四五二) 長藩壯士の覺悟(四五二) 自然の運命(四五二)

註 家茂の石清水社參(御上落日次記) 四五三

九〇 將軍家茂の攝海巡視 (二) 四五五

將軍攝海巡視の觸(四五四) 將軍著阪(四五五) 巡覽開始(四五六) 和田ヶ崎著船(四五六) 西の宮に向ふ(四五七) 警衛會議悉く空論(四五七) 姉小路少將巡視(四五八)

九一 姉小路公知の攝海巡見 四五九

九二 至尊の御宸衷 (一) 四六五

姉小路攝海巡視の由來(四六〇) 天慶橫行(四六〇) 勝の意見諮詢(四六一) 胸襟を開きて會談(四六一) 勝と陪從有志と論辯(四六二) 小野濱に至る(四六二) 紀淡巡視(四六三) 姉小路最好經驗(四六四)

九三 至尊の御宸衷 (二) 四六九

主上御眞意(四六五) 八幡行幸御眞意(四六五) 主上中川宮宛御狀(四六六) 延期御傳へ(四六六) 行幸強請(四六七) 關白困却(四六七) 血氣堂上我意のみ(四六八) 至尊御稔和(四六八)

主上ぼとぼと御困却(四六九) 中川宮への秘密御依頼(四六九) 中川宮御答書(四七〇) 血氣堂上中川宮指彈(四七一) 宮辭表(四七一) 宮辭表聽許無し(四七二) 至尊と中川宮と薩州(四七二)

第十七章 攘夷問題に對する幕府の眞意 四七五

九四 攘夷に關する三奉行の意見書……………四七五
幕府に於ける二派(四七五) 攘夷布令(四七五) 和蘭の處置(四七六) 實行延期の口實(四七六) 三奉行意見書(四七七) 三奉行底意(四七八)

九五 小笠原閣老の意見書 (一)……………四七九
小笠原老中回示(四七九) 國內土崩瓦解の恐(四七九) 小笠原本心(四八〇) 内地治術の難(四八〇) 將軍辭職の不可(四八一) 小笠原の開國建議(四八一) 和蘭斷交の不合理(四八一) 三奉行意見と同一(四八二)

九六 小笠原閣老の意見書 (二)……………四八三
貿易通商根本義(四八三) 無謀拒絶の不可(四八三) 有無相通自然の理(四八四) 徳川初代の對外國策(四八四) 鎖國舊法に非ず(四八五) 鎖國急變の難(四八六)

九七 小笠原閣老の意見書 (三)……………四八七
三四開港當然(四八七) 物價騰踊の辯(四八七) 朝幕共に不可(四八八) 朝廷諫争の要(四八九) 諫争出来難き理由(四八九) 證文の出し後れ(四八九) 小笠原東歸(四九〇)

註 幕閣の心事(幕府衰亡論)……………四九一

九八 一橋慶喜の攘夷に關する書翰 (一)……………四九二
慶喜責任回避態度(四九二) 慶喜心情(四九三) 攘夷期限延引事情(四九三) 武田急歸の理由(四九四) 攘夷の必須(四九五) 唐蘭亦拒絶(四九五)

九九 一橋慶喜の攘夷に關する書翰 (二)……………四九六
拒絶理由(四九六) 白々しき申開け(四九七) 防戦手段急要(四九八) 拒絶應接開始命令(四九八) 期日確守の要(四九八) 責任轉嫁の卑怯(四九九) 海岸防備急要の命(五〇〇)

一〇〇 板倉勝靜の書翰……………五〇一
表面だけ朝旨奉承(五〇一) 板倉惱々焉(五〇二) 暴なる攘夷決定(五〇三) 尾張殿補翼を悦ぶ(五〇四) 攝海防備の手簿(五〇四) 心痛心配のみ(五〇五)

第十八章 一橋慶喜の辭表提出問題……………五〇七

一〇一 一橋慶喜の著府……………五〇七

慶喜滯滞の因〔五〇七〕 生麥賠償金問題〔五〇七〕 一種の欺騙〔五〇八〕 小笠原
 虛病〔五〇九〕 慶喜小田原宿泊〔五〇九〕 松村の慶喜訪問〔五一〇〕 急遽入京
 〔五一〇〕

一〇二 歸府後の一橋慶喜……………五一

辭職せんが爲の東歸か〔五一〕 攘夷家に扮装〔五一〕 奇なる拒絶應接の命
 〔五一〕 攘夷談列逃避口實〔五一〕 慶喜辭表奉呈〔五一〕 右に對する後日
 の否定〔五一〕

註 生麥償金交付に關する杉浦梅潭談話〔晚香堂雜纂〕……………五一

一〇三 一橋慶喜の辭表と其の理由書(一)……………五二七

關白への辭表提出〔五一七〕 幕閣への心事披瀝〔五一八〕 償金問題〔五一八〕 拒
 絶問題〔五一九〕 小笠原面談始末〔五二〇〕 一同攘夷不同意〔五二一〕

一〇四 一橋慶喜の辭表と其の理由書(二)……………五二一

慶喜に對する惡風説〔五二一〕 慶喜苦衷〔五二二〕 京都逆襲風説〔五二三〕 慶喜
 野望打破の風聞〔五二三〕 一身相窮〔五二四〕 辭職止を得ざる理由〔五二四〕

一〇五 一橋慶喜の辭表と其の理由書(三)……………五二六

辭表追書〔五二六〕 實家復歸願〔五二六〕 將軍に呈する辭表〔五二八〕 攘夷實行
 覺悟〔五二八〕 幕吏攘夷の命を肯んぜず〔五二九〕 淺野伊賀斷乎拒命〔五二九〕

一〇六 一橋慶喜の辭表と其の理由書(四)……………五三〇

慶喜嶋心の事〔五三〇〕 慶喜眞意〔五三一〕 責任上辭表呈出〔五三一〕 一身安逸
 の爲ならず〔五三二〕 水戸慶篤また引退を欲す〔五三二〕 在府閣老への一書〔五
 三四〕 慶喜の缺點〔五三四〕

一〇七 大場武田の書翰(一)……………五三五

慶喜の二重態度〔五三五〕 中川宮水戸家内達〔五三六〕 硬派より見たる江戸形勢
 〔五三七〕 償金支拂延期〔五三七〕 小笠原出京引留〔五三八〕 水野忠徳に對する
 考〔五三九〕

一〇八 大場武田の書翰(二)……………五三九

目次

三四

城中評定(五四〇) 外人應接人物無し(五四〇) 江戸城中の否攘夷氣分(五四一) 外人威嚇小笠原恐怖(五四一) 慶喜慶篤立揚(五四一) 小笠原水野兩人處分の要(五四二) 一切責任を小笠原水野に歸す(五四三)

一〇九 大場武田の書翰 (三).....五四三

否攘夷派を彈劾(五四三) 兩侯補佐者皆無(五四四) 兩侯の爲周旋依頼(五四五) 閑老召喚詰問策(五四五) 兩侯盡力水泡(五四五) 小笠原の人物(五四六) 小笠原井上宛狀(五四七) 獨斷債金支拂の理由(五四七)

一一〇 攘夷中心の公武合體の失敗.....五四八

京都の期待はづれ(五四八) 二種の將軍歸府主張者(五四九) 公武合體の不可能(五五〇) 合體派の思惑違ひ(五五〇) 主上の御眞意(五五一) 討幕の思召なし(五五二) 思召一切平和的(五五二) 不理論の公武合體(五五三)

年表並人物概覽

其一 年表.....一一一
其二 人物概覽.....一二三

索引.....一八

挿入繪圖

一 徳川家茂畫像.....卷頭
一 近衛忠熙寫真(九)近衛關白の辭職と青蓮院宮の還俗.....四二

目次

三五

近世日本
國民史
尊皇攘夷篇

蘇峰學人



第壹章 尊攘論益々優勢

尊皇攘夷(一)

尊攘實行
氣運

尊王——實は尊皇と云はねばならぬから、改めて尊皇とする。以下之に倣ふ。——
攘夷は、是迄有志者の題目であつた。合言葉であつた。目標であつた。然もたゞ
それに止つた。然るに今や天運循環して、それが愈よ實行の氣運となつて來た。
或る意味から云へば、それは時勢の逆行とも見られないこともない。少くとも
攘夷だけは、それは癸丑甲寅米國水師提督彼理の江戸灣闖入時代ならばいざ知

らず、既に安政條約も出來、米國ばかりでなく、英、佛、露、蘭その他概ね我と條約を締結し、横濱に於ては、盛んに彼我の貿易を營みつゝある際に、今更ら鎖國攘夷などとは、全く時代外れの空想としか受取られない。然るにそれが實際の政治問題たるに至りては、實に奇怪千萬と云はねばならぬ。

倒幕手段

されば此れは畢竟幕府を倒す手段として、故らに行ふ可からざる攘夷をば、強ひて幕府に行はしめんとし、而して其の行ひ得ざるに乗じて、幕府をして自ら潰崩せしめんとする爲めであらうとは、未だ必らずしも無理からぬ推定だ。されど更らに一步を進めて考察すれば、少くとも文久初期に於ては、尊皇と倒幕とは、必らずしも同一意義ではなかつた。固より個人的に倒幕の論者も存在したるに相違ない。否な倒幕思想は、幕府の最盛期にさへ存在したる程であれば、其の衰運に際して、斯る意見が存在したばかりでなく、多少の勢力を有したるは、疑を容れない。

尊皇と倒幕

従來の尊皇論者

然も大體から見れば、尊皇は尊皇にして、決して倒幕とは同一意義ではなかつ

た。當時の尊皇論は未だ幕府を全廢する迄には進まなかつた。其の尤も急進者中に於ても、其の目的は朝廷に政權を恢復するに止つて、幕府の消滅を期する程ではなかつた。況んや一般の進歩論は、公武合體であつた。強ひて其の議論の異同を分析すれば、公武合體者中に於ても、朝廷五分、幕府五分、若しくは四分六分、乃至は七分三分と云ふが如き、政權分配の割合に止つた。

初めの攘夷論

されば攘夷の難題を幕府に打ち掛け、之を以て幕府を倒すの方便としたのは、恐らくは文久末期から、元治、慶應の初期であらう。それ以前は、其の程度に於ては、是亦た異同あるも、大體に於て、攘夷は則ち攘夷に相違無かつた。但だ問題は、何故に文久初期、中期に於て、斯る意見が實際問題として、出で來つた乎。

攘夷論の本源

それには朝廷が其の根本であつたと云はねばならぬ。恐れながら孝明天皇御自身が、外夷の渡來を好ませ玉はなかつた爲めと云はねばならぬ。されば間部上京の際も、和宮東下の際も、凡有る問題の生ずる毎に、朝廷は攘夷を交換問題と爲し玉うた。即ち朝廷が幕府の要請を聽許せらるゝ毎に、其の交換條件

として、攘夷を持ち出し玉うた、而して主上の思召は、期せずして天下志士の感銘、欽承する所となり、尊皇の實を爲すの第一著歩は、實に攘夷にありと觀念せしむるに至つた。

至尊の御責任觀念

固より至尊は、即時開戦を期待し玉はなかつたばかりでなく、成る可くはさる慘禍を回避し玉うた、されど至尊は外夷の渡來を以て、我が國體を冒瀆するものと認め玉ひ、至尊の御代に至りて此事あるを以て、深く祖宗に對し、伊勢神宮に對して、恐懼あらせられたることは、掩ひ難き事實にして、天下心あるものは、何れも至尊の責任御觀念に對して、感激、興奮せざるものは無かつた。

幕府の自繩自縛

幕府の當局は、當初より眞面目に攘夷や、鎖國は出來ない相談と信じきりて、折角の至尊の思召も、只だ當坐遁れに敬承し、自個の目的を達する一時的の方便として、空手形を發行したるに過ぎなかつたが、如何なる空手形も、仕拂の期日に至れば、はたと當惑せざるを得ず、此の如くして幕府も今は朝廷に對して、其の言責を果たす可き、のつびきならぬ始末に立ち至つた、此れが所謂の自繩自縛

縛であつたことは、是迄屢ば記したる通りであつた、然も攘夷は天下の大勢であり、それには幕府も正面から抵抗する譯には參らなかつた。

【二】 尊皇攘夷 (二)

幕府の攘夷に對する考

幕府の要人等は、固より眞面目に攘夷の出來るものとは考へてゐなかつた、從つて又た自から之を實行す可しとは考へてゐなかつた、けれども例せば松平春嶽の如きは、誠心誠意朝廷の御主旨を奉戴し、一應安政條約を破毀し、然る後更らに此方から改めて開國を申込む迄は、一時外人に退居して貰ひたしと談判するつもりであつた、開國論の巨頭、横井小楠の如きさへも、亦た同論であつた、否な恐らくは松平春嶽も、横井の意見を尋酌して、斯く決心したものと察せらるゝ。

攘夷の急
漸兩派

均しく攘夷にして、急派、漸派、激派、穩派の差別はあつた。高杉、久坂の如き外國の公使を斬るとか、公使館を焼打するとか、即時即刻實行的手段を取らんとする者と、先づ談判を始め、理を盡し、情を盡して彼等を諭し、彼等が尙ほ頑冥、執拗、我が所説を容れざるに於ては、萬止むを得ず干戈に訴ふ可しとする春嶽、横井等の意見と、兩者の距離は、頗る間隔があつた。

自主的開
國論

併しながら誰にもせよ彼理提督の開國強要は、我が國權を毀傷したるものであり、それに強要せられて開國したるは、我が屈辱であつたことは、否定し難きところにして、此の屈辱は、是非とも拂拭せねばならぬとは、朝廷は固より、幕府側に於ても、心ある者は皆な觀念したる所であつた。されば從來の開國は、彼より無理推しに、威迫せられたる開國なれば、新規蒔き直しとして、一應は國を鎮し、而して後徐ろに我自から自主的意志の發動として、開國を彼等に宣示す可しとの意見が、穩健、老成の人々の中にも出で來りたるは、強ち意外ではなかつた。況んやその開國が、朝廷の勅許を俟たずして、幕府が竊かにハリスと條約を

條約否正
當論

締結したるに於てをやだ。
従前通りに關東へ政治一切の御委任を金科玉條としたる井伊直弼輩はいざ知らず、苟も時勢の變遷と與に、徳川幕府開始の當初に於ける制度に、一大更革を必須とするを識認する者に於ては、朝廷を無視して、幕府が獨斷專決にて締結したる條約は、正當の條約にあらずと斷定したるは、固より當然の結論とせねばならぬ。

尊皇攘夷
倒幕攘夷
となる

然るに愈よ攘夷の實行となれば、とても言ふ可くして行ふ可からざる事、其の當面の責任者が、逡巡、狐疑、前へ一步、後へ一步、一切煮え切らぬ態度を見ては、此上は致方なし、先づ將軍を血祭りとして、直ちに攘夷の手始めをせんと、敦圉き來るもの出で來りたるは、是亦た決して不思議はない。此の如く外國に向つて我が國權を伸張する能はざる幕府は、國家の賊なれば、倒幕それ自身が、乃ち攘夷の先決問題だと判定し、尊皇攘夷は一變して、倒幕攘夷となり、更らに二變して、倒幕尊皇となり、此の如くして凡有る勢力は、倒幕の一點に集注するに至り

攘夷高調
幕の結果倒

たるは、文久の後期から慶應前期の趨勢と見て、大過なからむ歟。
斯く云へばとて當初から倒幕一本筋の論者も、決して皆無では無かつた、但だ
大體から見れば、倒幕の爲めに、攘夷を高調したと云はんよりも、攘夷を高調し
たる結果、倒幕に落著するに至つたと云ふが、事實の真相を得たるに幾かつた
と云ふ可きであらう。日本國民は、癸丑甲寅以前は、未だ如何なる程度まで、日本
國を愛するかを自覺しなかつた。されど下田や、神奈川の開港が、城下の盟であ
つたことは、猛然として志士の心中に、祖國愛の熱情を沸騰せしめた。されば一
切の攘夷論を擧げて、只だ倒幕の方便として、無理難題を幕府に持ち掛けたる
ものとするは、餘りに我が當初の志士の愛國心を輕視し、若しくは無視したる
觀察と云はねばならぬ。

倒幕の方
便

されど日本の國權が、幕府の手にて維持する能はず、恢復する能はずと見るや、
此上は先づ倒幕して、而して後對外政策に及ばんとの一轉機を來たし、やがて
は攘夷の實際行ふ可からざるを悟り來りたるに拘らず、却て其の行ふ可から
ざる事を以て、幕府を倒すの方便に供するに至つたのは、是れ所謂鹿を逐ふ
の獵師は山を見ずの類にして、當初の目的が手段に變じ、手段が目的に換りた
るものと云ふ可きであらう。

【三】 京都の趨勢

尊皇急派
穩派

均しく朝廷の思召を奉じて、尊皇攘夷の事に従ふと稱するも、其中に自から急
派、漸派、過激派、穩和派の區別があつた。外様大名に於ては、薩が穩派の魁にして、
長が激派の首であつた。朝廷に於ては、三條、姉小路等の少壯者は、何れも長に結
び、近衛關白、青蓮院宮等は何れも薩に頼つた。而して土に至りては、其の主人側
——山内容堂——は、専ら松平春嶽と相ひ提携して、穩健なる手段もて、公武合
體の實を擧げんと励めたが、其の臣下側の武市半平太等は、専ら長と結び、それ

激派の勢

を手緩しとして、頻りに拍車を加へつゝあつた。而して松平春嶽、一橋慶喜、松平容保などが、銘々の間に、多少の異同はあつたにせよ、其の大體に於ては、何れも穩健派であつたことは、固より云ふ迄もなかつた。

此の如く幕府も、朝廷も、其の本筋どころは、何れも穩派、漸派であつたから、天下の政治は、全く彼等の思ふ様に行はれ、思ふ様に施さる可きである筈だ。然も其の實際は、却て一部過激派に引ずられつゝある姿にて、朝廷も、幕府も、騎虎の勢ひ、到底自から裁制する所以を知らざるの情態であつたことは、是亦た特記す可き當時の現れであつた。

民間有志の勢力

それは何故であつた乎。此に至りて當時の民間有志者の勢力が、如何に事實に於て偉大であつたかを知らねばならぬ。その數を擧ぐれば百名にも足るまい。されど彼等の勢力も、先づ長藩を引ずり、朝廷の少壯公家を引ずり、やがては更らに長州や、少壯公家を透して、幕府を引ずり、朝廷を引ずるに至つた。而して朝廷や、幕府が、彼等の爲めに致されたるに氣付き、それを抑制す可く心掛けた

孝明天皇御思召

る際には、既に時機が後れてゐた憾みが無いでも無かつた。

恐れながら孝明天皇には、直ちに外國と開戦するを欲し玉はず、又た直ちに幕府を倒すなどの思召は無かつたやに、拜察せらるゝ、何れかと云へば、天皇も亦た近衛關白や、青蓮院宮、抔と、同一系統にて在らせられた様だ。然も天皇が尊皇攘夷の本尊で在らせらるゝ一事は、昭著の事實にして、凡有る有志の運動は、燒打にせよ、暗殺にせよ、悉く皆な聖旨奉戴の名義と云はざれば、その意味もて行はれたるものなれば、即ち彼等の一舉一動は、恒に錦旗の下に於て行はるるかの如き權威を持つてゐたから、何人も之に抗することは、全く不可能ではなかつたが、甚だ困難であつた。而して其の困難に乗じて、彼等は愈よ其の過激の行動を逞くするに至つた。

有志者勢力の恢復

有志者の運動は、文久二年四月、島津久光の入京と同時に、所謂寺田屋事件の爲めに、一時頓挫したる姿となつたに拘らず、島津久光の歸國以來、否な長藩が大なる勢力をもて、其の援護者となり、其の背景となり、其の一味となりつゝ、あつ

た爲めに、更らに幾倍の力もて恢復し來つた。此の趨勢には、近衛關白や、青蓮院宮なども頗る當惑し、島津久光の再度の入京を頻りに慫慂し、久光も之を固辭はしなかつたが、萬障を排して直ちに上京することも敢てしなかつた。されば京都の現状を見て、之を憂慮したる幕吏等が、將軍の上洛を、急須としたるも、決して理由なきではなかつた。

幕府存在
無視

天下の大政は、幕府に委任せられ、朝廷は未だ大名に向つて、直接御命令を下し玉はず、否、直接何等公事に關する交渉は無かつた。然るに今や交渉は思ふか、上京を命せられ、入京を命せられ、滯京を命せられ、更らにそれぞれの政務に就て、直接御諮問あらせられ、大權の發動は、徳川幕府を經由せずして、直接行使せられつゝ、あり、國務の總てと云はざるも、國家の要務に就ては、朝廷は殆んど幕府の存在を無視せられつゝ、ある情態であつたことは、幕府としても忍び難き苦痛であつたに相違あるまい。

將軍上洛
の急要

是等の事情として、將軍の上洛は、幕府に於ても必須の要務とした。即ち必らず

しも朝廷へ恭順の誠を表する爲めの上洛ばかりでなく、寧ろ進んで幕府の威勢を、京都に示し、其の失墜せられつゝある威權と云はずんば、威信を恢復せん爲めの上洛であつた。而して其の前提として、京都守護職松平容保や、將軍後見職一橋慶喜や、政事總裁職松平春嶽やの上京を必須としたることは、必然の勢であつた。

第二章 容保慶喜の入京

【四】公武合體と其の筋書作者

松平春嶽
の合體筋
書

元來公武合體劇の筋書は、幾通りもあつた。長藩を背景としたる長井雅樂のそれは、成るに垂んとして、長藩自から之を取消した。島津久光の筋書は薩藩を背景としたことは云ふ迄もない。それは或る程度までは成功したが、幕府その物は固より薩藩の指揮を受くるを屑としなかつた。同時に朝廷の急進派は勿論、長藩に於ても、其の煮切らぬ態度を面白く思はなかつた。第三は松平春嶽の筋書だ。此れは寧ろ春嶽を背景として、横井小楠が作者であると云ふ可きであらう。小楠の根本思想は、道義の原理を、政治の上に及ぼすにありて、誠意正心より治國平天下に至るまで、一貫す可きものとの見地であつた。されば彼は京都に於て、東よりは松平春嶽、一橋慶喜を始め、山内容堂、西よりして島津久光等、相與

小楠の將軍上洛論

に京都に會し、此處にて真正なる公武合體劇を演せんと企てた。京都では將軍の上洛を以て、幕府政權を朝廷に奉還する第一歩と認め、その爲めに上洛を促がし、江戸では將軍の上洛を以て、浪人政治を鎮壓し、幕府の威信を恢復する必須の手段と認め、所謂同床各夢の情態であつたが、其中に於て横井小楠は、大將軍上洛謝列世之無禮の大義を宣し來りて、道義的公武合體の實を擧げんことを勧めた。而して松平春嶽の如きも、小楠に鼓吹せられて、正さに其の心持となり、その爲め島津久光や、近衛忠熙などに、それぞれ意見を申送りたるは、既記の通りであつた。〔參照 文久大勢一變下篇 八五―八八〕

小楠奇禍

然るに好事魔多し。松平春嶽等の上京せんとするその刹那に、其の賓師横井小楠の身上に、意外の不幸は落ち來つた。それは彼が刺客に襲はれたる一件だ。其の顛末は小楠から中根鞞負に届け出でたる左記にて、其の概略が知らるる。私儀昨十九日夜、都築四郎、吉田平之助、近々此表出立に付、槍物町々家において離杯相催候處、五時過〔午後八時過〕狼藉者兩人、白刃を提、樓上へ登り候を見

懸け候得共、其節私儀腰物側近く無之に付、直様階下へ走り下り候節、又々一人に行違ひ申候。夫より松平越前守様御屋敷へ馳歸り、兩刀追取り、同所へ駈付候得共、事散候後に相成候。右に付尙又家來共へ承り糺候處、最初私迎に罷越候節、槍物町河岸に致覆面候者十三四人罷居、跡を慕ひ罷越候様子に御座候。其節都築四郎、吉田平之助手疵を負申候。私儀狼藉者可切留處、腰刀身近く不指置、機に後れ奉、恐入候。右之趣即夜不取敢御達申上置候得共、尙又篤と承糺し候次第、奉申上候。以上。

十二月廿日(文久二年)

横井平四郎

春嶽側の釋明

此れが爲めに、豫て小楠に對して面白からず思ふたる其の郷國熊本藩に於ては、小楠の行動は、士道に反したるものとして、直に當人を引取らんとしたが、春嶽側にては、大いに釋明に努め、漸くにして小楠の意に任せ、一先づ江戸を去り、越前に赴くこととなつた。流石に春嶽側にては、小楠の心事を諒とした。中根鞞

負は此事に付て、

元來小楠の白刃を凌がざるは、文天祥が罕を□り候意味にて、命さへ有之候得ば、爲すべき事ある之見識にて、瑣々たる小節を以、論ずべきには無之。

餘儀なく
越前に下

と記してゐる。然も春嶽も彼を其儘顧問に具ることは、當時の物論、殊に熊本藩藩主と直接談判の上、如何様とも措置することとしたのだ。中根は亦た左の通り記してゐる。

今朝(十二月廿三日)より御内意被仰付有之、千本彌三郎、近藤篤太郎、早駆け之支度取調らべ、小楠は暮時過御前へ被召、御相談之儀等有之、兩執政被罷出、御吸物御酒御肴少々有之、御離杯取替し有之、愁然たる有様、御双方御落涙、無言の御離別、御胸中も察入、傍觀も殆澹然たる事に御座候。

春嶽の落
膽

如何にも劉玄德が、徐庶と別れたる光景も、此の通りであつたらうと思はる。御側向等へも秘密にて、被下物等之御支度も御出來不被成に付、御身付之御

提物御煙管、御煙草入等被下候、風雲變態も常態位之事に候得共、此一變こそ實に不測餘りなる事にて、茫然と相成申候。……某日長州之政之助を失ひたるを憐みしが、今日は爰に小楠を失ひ、一邸光輝無之様之心地、萬嘆千息何之益も無之候。

小楠世祿
沒收

長州の政之助とは周布のことにて、彼は麻田公輔の變名にて、尙ほ長藩の要人として、内々周旋しつゝ、あつたが、小楠は名實與に江戸を去り、やがては越前を去り、熊本に於ては士道失墜者として、其の世祿を沒收せられた。此れは小楠一個の不幸に止らず、春嶽に取りては、非常なる打撃であつた。而して公武合體の運動も、肝腎の筋書作者を失うたからには、其の運動が思ふ様に行かなかつたのも、餘儀なき仕合であつた。

【五】 京都守護職松平容保の入京

松平容保
上京

將軍家茂の上洛に先ち、京都守護職松平容保は、文久二年十二月九日江戸を發した。三條、姉小路正副兩勅使は、十二月七日に江戸を發して歸京の途に就いたから、直に其後を追うたと云ふも可なりだ。斯くて容保は、二十四日巳上刻(午前十時)京都に入つたが、町奉行永井主水正、禁裡附瀧川播磨守等は、屬僚を率ゐて三條橋の東まで出迎へた。

容保入京
の儀裝

容保は本禪寺に到りて旅裝を改め、麻上下の禮服にて、關白近衛忠熙の第に赴き、天機奉伺をなし、それより東山の麓、黒谷なる金戒光明寺なる宿館に入つた。當日京都の庶民何れも會津侯の入京の儀裝見物の爲め、蹴上げから黒谷まで道の兩側に列をなした。容保は馬上にて、儀從數百、其の行列は一里に餘り、家老横山常徳が、其の後殿であつた。その儀從亦た數十人、宛然一個の大名の觀があつた。從來酒井忠義の所司代より、彦根藩が京都守衛に任じて以來、浪士の運動

容保近衛
關白會見

に手を焼き、京中には幕府譜代の大名は頼むに足らずとして、何れも腰拔武士と見縊つてゐたが、此の堂々、肅々たる儀從の壯觀に接し、今更ら會津藩の威力の信賴す可きあるを思はしめた。斯くて十二月二十五日松平容保は、近衛關白に謁して、其の所見を陳述し、今日の急務は、天下の人心の一和より先なるはなく、人心の一和は、公武の合體より先なるはなし。是を以て一死を矢つて、此の爲めに盡瘁す可しと言明し、近衛關白も、大いに之を諒とする所あり、隨從の臣小森一貫、小野權之丞等にも謁を賜ひ、款待時を移した。

忠熙容保
信賴の情

元來近衛忠熙は、老練、著實、何れかと云へば保守的の資質にして、三條、姉小路等の年少氣銳の徒と、其の膚合が一致す可き由もなかつた。然も從來の親縁によりて、専ら薩藩の勢力を背景とし、世間では薩州關白の稱さへあつた程なれば、長藩などは固より近衛關白の態度に不満であり、關白の位置も決して安固でなく、且つ安易でなかつた。されば松平容保の如上の意見を聽いた關白に取り

ては、恐らくは渡りに舟の心地がしたであらう。斯くて關白は、此の會見によりて、松平容保に對し、信賴の情を熾ならしめたることは、固より當然の事であつた。

會津藩の
力の道開

從來會津藩は、昔から京都の公家とは縁組をしなかつたから、何等堂上家とは縁故がなかつた。従つて文久二年八月朔日、猝かに京都守護職に任せられたるも、京情を内探するには、頗る其の手蔓なきに當惑した。但だ當時幕府は、宇都宮藩主戸田越前守忠恕の族人間瀬和三郎忠至（後に戸田大和守）の建議に原き、忠恕に歴世山陵の修築を命じ、忠恕は忠至をして其事に幹たらしめつゝ、ある際にて、忠恕とは兩敬の間柄であり、忠至は會津藩長沼流を學んだる由緒あり、旁た京都守護職就任の準備の爲め、上京したる田中玄清、外島義直等は、忠至に頼りて、戸田家の宗家正親町三條實愛に紹介せられ、尋いで三條實美に招見せられ、此の二卿によりて、京狀を探るを得たが、今や容保自身が、親しく近衛關白に謁して、互ひに其の肝膽を披くを得、公武合體の實行に、會津藩の力を竭す道は、

會津藩の
資望

自然に開け來つた。

惟ふに幕府が會津藩主を、京都守護職に任じたるは、當時の政策としては、尤も機宜に適したるものであつた。會津藩は薩長二藩に對抗する程の實力を有しなかつたが、それでも各一藩に對しては、互角の勝負をなす可き位置を占めた。第一其の資望は、所謂幕府御家門の一であれば、固より申分は無かつた。藩祖正之以來尊皇奉幕を、唯一の目標としたれば、公武合體は、傳家の政綱と云ふも可なりだ。加之從來文武を獎勵し、特に北方の強として聞えたれば、誰も其武を侮るものは無かつた。但だ京都を舞臺として働らくには、地の利に於て、長と土には勿論、薩にも、頗る損する所があつた。而して律儀一遍の藩風であつた爲めに、其の運動掛引に於ては、到底薩長、土などの外様諸大藩と抗衡するは困難であつた。

〔六〕 文久三年歲首の京都

容保參内

松平容保は、明けて文久三年正月二日始めて參内し、小御所に於て龍顔を拜し、天盃を賜はつた。且つ傳奏を以て、前年幕府に建白し、勅使待遇の禮を改め、君臣の名分を明らかにしたる功を歡感あらせられ、特に緋の御衣を下賜せられ、戰袍若しくは直垂に製す可しとの御沙汰を被つた。今ま武家傳奏坊城俊克の日記を案ずるに曰く、

容保拜謁の狀

正月二日己酉、松平肥後守參上、鶴間著座之旨届來。兩人出會（坊城俊克、野宮定功）議奏。呢近等へ令案内（如例）肥州聊進出、今度上京に付參内被仰出、御禮且參上之旨申上。將又今度私被差登候旨、自關東宜申上之旨申述。猶可言上申答。且今度私被差登候間、兩人可申合旨宜申達、自關東被示由也。兩人畏承伏了。此後議奏。呢近出會如レ例。

御對面之旨、議奏被示、先誘引露臺下訖候。小御所下段、出御之後誘引取合、廊下

次申次、頭辨參進如例。予目肥州、肥州參進置太刀目六下段、於廂拜天顏了。申次復座。次天盃如例。次入御。此後於唐戶下有賜。兩人列座、第一中山御沙汰之旨被申渡。御沙汰之趣、注別紙。御相一領盛御廣蓋賜之。六位役送難有旨申上持退、非藏人引之。

此の如くして松平容保は、始めて天顔を拜したが、爾來彼は孝明天皇より少からざる御信賴を忝くし、専ら輦轂の下にありて、安寧秩序の維持に任じ、誠心誠意その對揚に励めた。

將軍辭官上表却下

尙ほ同日主上には、徳川將軍家茂が、自から罪を謝して官位一等を辭せんとするの上表に對して、左の恩命を垂れ玉うた。傳奏坊城俊克の日記に曰く、

正月二日己酉參内、已刻過土岐出羽守（高家土岐頼水）牧野備前守（所司代）同伴參内……出御之旨當番被示。兩人到鶴間、誘引露臺北之廊下に、暫爲待、兩人於小御所下段相待、出御之後誘引、取合廊下唐戶下兩人（坊城俊克、野宮定功）候例所。但予直候申次、其儀於南廂一拜候。東御換際、同役（野宮）被目出羽守、出羽守參進

於下段拜龍顏了退、予復座。次頭右中辨候申次、羽州參進於廂拜天顏了退、次備前守同上頭右中辨退、次羽州賜天盃其儀如例、予日如例、訖、誘引鶴間、次虎間へ兩士非藏人誘引令著座。次兩人自虎間上方出頭、仰御返答大要、其儀予仰云。
其の勅書 而して右の勅書は左の通りだ。

征夷將軍源朝臣奉職以來、政刑錯亂、失職掌之條、惶懼之餘、今度正典刑、且辭官位一等之旨、其志意神妙、如此有悔悟之上者、不及辭退候、尙不誤征夷之任、早決策略、可拒絶戎虜者也。

田安慶頼
辭官隱居
許可

此れと同時に、曾て將軍の後見であつた田安慶頼の官位一等を辭し、隱居を請うたるに就ては、左の如く允可を賜つた。

田安大納言

後見中彼是心得違有之、恐懼に付辭官位一等可退隱之由、被聞食候、依大樹若年爲後見之處、失其職掌、政刑錯亂如何之儀、被思召、依之辭官位一等退隱之旨、伺之通被仰下候事。

將軍責任
倍加

此の如く田安前後見人は、其願を聞き届けられ、將軍家茂は、其儀に及ばずとの恩命を忝くした。然も此の恩命や、將軍に取りては、更らに責任の重大を倍加し來りたることは、尙ほ征夷の任を誤らず、早く策略を決して、戎虜を拒絶す可きものなりとの仰せを蒙りたることを見て判知る。即ち將軍家茂は、前過を償ふの上からしても、愈よ速かに攘夷の實行に取り掛らねばならぬ次第となつて來た。然も彼には果して其の成算ある可き乎、否乎、頗る覺束なき話と云はねばならぬ。

池田氏等
恩賜

尙ほ正月三日には、因州藩主池田慶徳、土佐藩主山内豊範、宇和島藩主伊達宗城、長藩世子毛利定廣、徳山藩主毛利元蕃等、何れも拜謁の上、天盃を賜はり、特に慶徳、豊範、定廣には、従前の勤勞を賞せられて、各御下襲一領を賜はつた。今ま毛利定廣に賜はりたる御沙汰書を掲ぐれば、左の如し。

攘夷勅諭に付、彼是國忠周旋深御満足、叡感御事に候、尙又爲國家盡力之儀、頼被思召候、仍以別段之叡慮、賜御衣之御古候、蠻夷等之儀に付、自然出陣等も有

諸藩主京
都に集る

之節は、直垂、陣羽織之類、著用可_レ有_レ之由、御沙汰之事。

前記松平容保に賜はりたるものも、亦た此の通りであつた。當時京都には諸藩士、諸浪人の輻輳ばかりでなく、諸藩主及び其の一族なども相集り、正月二日學習院に年賀に出頭したる中には、因幡中將、阿波侍從、宇和島侍從、土佐侍從、龜井隱岐守、中川脩理大夫、加藤出羽守、毛利淡路守、池田信濃守、長岡良之助（肥後細川家代表）の名あるを見て知る可しだ。

田安慶頼隱居に付幕府の達書

一

大目付
御目付

田安大納言事、御後見中御政事向御不都合之事共有_レ之、被_レ對_二京都_一深く被_レ恐入_レ候ニ付、御官位一等御辭退、且御隱居御願之趣、都て無_レ御據_一被_レ思召_二候_一に付、京都えも被_レ仰進_二今度御願之通、御官位一等御辭退之段、被_レ遊_二御聞届、御隱居之儀も御願之通被_レ仰出_二唯今迄被_レ遣候拾萬石、徳川壽千代殿え被_レ遣候旨被_レ仰出_二候。此段爲_二心得_一向々え可_レ被_レ達候。

〔續徳川實紀〕

大阪警衛
の命

一橋慶喜は、文久二年十二月四日、大阪表警衛向御見置として同地に赴き、時宜によりて上京すべしとの台命を承けた。而して大番頭松平因幡守、書院番頭渡邊肥後守、小姓組番頭土岐大隅守、講武所砲術師範役下曾根甲斐守、講武所劍術師範役男谷下總守、講武所頭取瀧川重政等を隨行員とし、八日には大目付岡部駿河守にも附添を命じ、又た老中格小笠原圖書頭をも大阪表警衛見置として、同様出張を命ぜられた。

【七】 一橋慶喜の上京と建白

慶喜兵を
水戸に借

斯くて慶喜は水戸の家老武田耕雲齋を召し、家來無人なれば、相談相手として、

同行せよ、又た人物を精選して、十人計り水戸家臣を借用したしと申し込んだ。慶喜は水戸齊昭の第七子なれば、特にその愛子にして、且つ文明夫人の出なれば、斯る注文も無理からぬことだ。それにしても、此の武田が他日は筑波山の總大將に推し立てられ、遂ひに慶喜の手に罹りて、所刑せらるゝこととなつた。凡そ人間の運命程奇しきものはない。

隨從八士
決定

扱も武田は十人は六ヶしと理つたから、それでは八人でもよろしとのことにて、武田は領承した。斯くて幕府からも武田に、水戸の士五六名を率ゐ、一橋中納言に隨行上阪す可しとの命を下したれば、武田は勿論、水戸藩士原市之進、梅澤孫太郎、梶清次右衛門等、何れも其選に中つた。而してやがて原は慶喜の股肱ともなり、腹心ともなり、藤田東湖が、水戸齊昭に於ける以上の役目を、慶喜の懐刀として勤めることとなつた。

開國論の
放棄

元來慶喜の上方行は、以前よりほゞ豫定の事であつたが、其の當初の意氣込は、大々の開國論もて、京都の攘夷論の迷霧を一掃するにあつたが、三條、姉小路等

慶喜江戸
發

勅使として東下前後よりして、江戸も亦た朝旨尊奉の意見其の多數を占め、一橋慶喜も、多勢に無勢、遂ひに其の鋒鏑を挫き、却て一身を退かんと試みたが、それも松平春嶽、山内容堂其他によりて、慰諭せられ、諫止せられ、忠告せられ、當初の氣勢には似もやらず、今度は長き物に捲かれつゝ、上方に向ふこととなつた。斯くて慶喜は大阪を後にして、京都を先にと、その旅程を變更し、十二月十五日、江戸を出發した。家老大澤豊後守先乗し、同戸田能登守後騎を勤め、從兵數十騎、鐵砲百挺、對道具、臘虎投柄、伊達道具、陣大鼓、螺貝など、其の行列は如何にも仰々しきものであつた。而して幕府から命せられたる旗本の諸隨行者は、何れも其の組士を率ゐ、後から出立した。

慶喜參内
拜謁

斯くて慶喜自身は、文久三年正月五日、京都に入りて、東本願寺に館し、八日に近衛關白邸に候し、議奏、傳奏を歴訪した。而して十日に所司代牧野備前守、高家中條中務大輔等を従へ參内し、小御所に於て龍顏を拜し、天盃を賜はつた。

正月十日丁巳、一橋中納言慶喜卿、中條侍從信禮、高家所司代牧野備前守等同

伴參内、一橋中納言者著子虎間、其他著子鶴間、傳奏衆出會、次議奏衆出會、但其外由緒有之、人々有面會、訖而御殿内見、出御於小御所、有御對面、賜天盃、訖而於鷺間代、一橋中納言兩役出會有御用談、訖而退出、從諸大夫間昇降、尤參内以前獻物自傳奏雜掌、於諸大夫間、番頭請取如左、但一橋中納言、於小御所下段、御對面

- 一 從大樹公御花生、御繪硯、從和宮御方縮緬十端、從天璋院御方綸子十端。
- 一 敏宮御方へ從大樹公緞子五卷、從和宮御方紗綾五卷、從天璋院御方羽二重五匹。

一 從一橋中納言慶喜卿御太刀一腰、縮緬三十卷、御馬代白銀五百兩一匹、從同人別段獻上、黃金十枚、御掛物三幅對。

慶喜建白

一 從中條侍從信禮、御太刀一腰、御馬代白銀十兩一匹、(非藏人日記)
以上にて公式の謁見は相濟んだ。尙ほ慶喜は、正月十三日、學習院に出頭し、議奏、傳奏の兩役に向つて、左の建白をした。

慶喜言上書

一 是迄皇胤之御方々、夫々御法體被爲成來候御事、何共恐入候事に付、此後之處は、御法體無之、親王に被爲立候様有之度事。

此れは皇胤を、親王とし、法體とせざる事だ。

一 近年格別に被惱宸襟候御事共にて、何共申上様も無之、奉恐縮候。此上叡慮貫徹仕候様に、大樹公始一同粉骨盡力仕候は、勿論之儀に御座候間、被安宸襟候様奉願候。就ては是迄行幸等は御廢絶に被爲在候處、此後春秋にも行幸をも被爲遊候様仕度との事に御座候事。

將軍始め一同宸襟を安し奉るに付ては、春秋の行幸なども、遊ばされたしとの事だ。

青蓮院宮
還俗の事

一 青蓮院宮御儀、方今皇國之御爲厚御憂慮被爲在候趣、殊に乍憚御英敏之御事共、兼々承り候事に御座候間、何卒御還俗有之、萬機御相談をも被下候はば、至極之御事にて、於關東も怡悦可被致存候。此度攘夷御請申上候に付ては、猶更右様被仰出候儀は、是非共相願度儀、大樹公始一同慶喜翼候様懇請奉仰

居候事御座候間、此儀は格別之御盡力被下度事。

此れは青蓮院宮の御還俗の事だ、以上の三者は、何れも國家急須の大問題と云ふ程でもないが、何れも幕府が朝廷崇敬の誠意を具體化せんとしたる一斑として見る可きものであらう。皇胤法體御止めの儀は勿論、青蓮院宮も、やがて還俗あらせられた。而して春秋の行幸は、急に御再興の御沙汰は無かつたが、政治的意義に於ける加茂、石清水の行幸等は、やがて行はるゝこととなつた。

文久三年正月十四日一橋慶喜伊達宗城宛書簡

朶雲致拜讀候。春暖之候候得共、先以御清安被成御起居、欣然之至候。然は過日(十日)は參内奉拜龍顏、天盃頂戴被仰付、難有奉存候。如仰、此節は朝廷注目之折柄、一言一行をも謹慎可加旨、段々御教諭之段、不淺大慶奉存候。

一、今夕御來臨之儀無已意味合有之候故、猶可何義は、武田(正生)を以て可申入様具致承知候。

一、朝廷或は堂上方にて失禮致候とも堪忍致候様、誠に御尤至極、其心得には候得共、

警又心付可申候。

一、大樹公御上洛、何分ニも早き方可然旨、御尤ニ候。因州にも右御模様次第にて、浪華進退可致との趣、右は未幾日と治定は不承候得共、推考ニは、多分十五日後と存候得共、猶又早々ニ御上洛有之様可申遣候。

一、學修院ニおゐて兩役え面會御用談有之、右御用之趣は、別紙覺書之道候間、爲御心得相廻申候。尤御返却ニは不及候。其節攘夷之儀、皇國之人種盡果候とも、愈御動き無之様、御決心之程奉祈候。此節諸藩の様子を相考候ニ、右様ニ迄決心之者は無之位ニ被存候旨申置候。

一、春嶽、容堂幾日頃出帆候哉、道路之風説のみにて、未吃と致候儀は不承候得共、最早上都之頃と朝暮相待申候。

一、右御報旁申上候。以後御書而被遣候は、武田迄御廻し之方可然。小子よりも同人を以て、密々申進候様可致候。何も貴酬迄如斯候。再拜。

即日

再白、打拂之義可笑之至ニ候也。

伊達明公貴酬

一橋 迂人

(伊達家文書)

第三章 朝廷に於ける兩派勢力の消長

【八】 國事掛の辭表及其の撤回

朝廷兩派
一致懸

朝廷に於ても、三條、姉小路等の少壯者は、専ら長藩士、土藩士其他民間有志者を背景として、急進的言動を逞くし、之に反して青蓮院宮、近衛關白其他の老成者は、前進穩和の態度を持ち、朝議も一致を得ることは、容易でなかつた。斯る場合に舊臘折角設けられたる國事係も（文久二年十二月九日新設）未だ何等の働らきを爲さざる以前に、蚤くも青蓮院宮尊融親王、左大臣一條忠香、右大臣二條齊敬、前右大臣鷹司輔熙、内大臣徳大寺公純、權大納言近衛忠房、一條實良等、何れも相接して、辭表を上ることとなつた。

尊融親王
辭表

去年來長々所勞、實に恐入候。然るに近々將軍にも上京、其頃迄に伺候も致度存候へ共、元氣未復、二三月頃ならでは、出仕も難致候故、毎々役人衆御用多中

入來に相成候ては、其爲に時日相移、御用向遲滯に及候場合に至候も難計候間、斷然御扶助之儀、御免言上頼入候也。恐々謹言。

正月十三日

尊 融

議 奏 中

鷹司輔熙
辭表

而して其の前日即ち正月十二日附にて、鷹司輔熙は、左の通りの辭職を申し出た。

舊臘國事御用御沙汰之條、御請申上候得共、何分至愚短才之質、委細之儀不心得、肝要之事而已承候ては、申上様無之候儘、右國事御用御斷申上候事。

輔 熙

兩 役 衆 中

此れは極めて短文であるが、其の辭職の理由は極めて明白だ。隨て辭職を思ひ立ちたる動機も明白だ。所謂る「委細之儀不心得」數から棒に、國事の御相談では、

返答の致様がないとのことだ。

一條二條
等の連署
辭表

尙ほ正月二十一日附にて、議奏へ差出したる一條、二條、徳大寺三卿の連署辭表は左の通りだ。

舊冬以來國事重大之御用掛蒙仰、誠不存寄、深恐入候得共、差掛候儀御理も難申上、先々昨冬之處は、御請申上置候得共、其後熟考致候ては、實以不容易、其上宮中御用御細事向、且武家應接萬端、巨細に事情不相辨、唯一二個條之評談申候と而、強而之御用辨にも不相成、却而てには之相違候而は、甚以恐入候。乍然何にても一際立候儀有之候節、所存被尋下候は、雖愚昧短才、精々愚考可申上候間、何分當今之處、追々尊王竝攘夷之御趣意貫通之事故、何卒御用掛之儀、御理申上度事。

正月二十一日

忠 香
齊 敬

公 純

忠房實良
辭表

尙ほ近衛忠房、一條實良も、二十二日附にて、

昨日以一紙國事御用之儀、從三公御理申上置候に付、何分重大不容易儀に付、
存念も有之候間、何卒御用掛之儀、御理申上度存候事。

正月廿二日

忠房
實良

右撤回

尙ほ彼等の辭表提出の事情、及び撤回の顛末は、一條忠香の日記中に左の如く
記載せられてゐる。

二十五日、議奏飛鳥井中納言雅典卿入來、予面會之處、被申候は、昨日殿下(鷹司
輔照廿三日關白就職前殿下)近衛忠照廿三日辭職參朝にて、兩役も被召、色々御
嘶有之、予(一條忠香)二條家、徳大寺家、去日國事御用御斷申候儀、舊冬は評議之
組方不宜候段、御尤に被存候。此後之處、御模様相替り、總て一々申出候儀は、傳

達有之候様之議奏心得方に致度、猶追々申上候間、御請之儀可申上哉、去日之
一封は、予手元へ被差返候て、右之通被申。

此の如く從來の不都合を詫び、辭表を返却した。元來不平の原因が、評議之組方
不宜點にあつたから、之を改むることとしたのだ。

二條右大臣へ書中にて、右之儀申入置。尤殿下(鷹司輔照)にも去日御斷に候得
共、御請に相成、青門(尊融親王)にも御請に相成候儀も被申居候。右之儀も申入
置也。……右府公へ及示談、三公申合、御請申上候事に治定。

とあれば、此の辭表沙汰は、所謂る茶碗内の波濤にて、やがて鎮靜したるものと
察せらるゝ。

辭表撤回
請書

去日國事御用掛之儀、御理申上置候處、被召留、今日一紙御差返に相成、恐入存
候。左候へば乍愚昧短才、御請申上候事。

何れも此の如き受書もて、辭職を思ひ止ることとした。尙ほ近衛前關白が、青蓮
院宮へ致したる書中の一節に、

二德(二條、德大寺)被申候には、國事御理申上候へば、御差止にて、かかる時勢に集會も御沙汰なく、みなく寄人は、御前へ被召、御評議も有之御様子、甚不快之様子に申被居候由也。

とありて、此れは近衛忠房が、二條齊敬、德大寺公純から親しく聽取して、之を其父忠熙よりして復た之を青蓮院宮に告げたるもの。之によりて見れば、彼等の中には、留職以後も、尙ほ不平は全く拂拭せられなかつたものと察せらるる。

【九】 近衛關白の辭職と青蓮院宮の還俗

關白の交
選

朝廷に於ては、豫て屢ば辭意を表明したる關白近衛忠熙も、文久三年正月二十三日聽許せられ、前右大臣鷹司輔熙之に代ることとなつた。而して忠熙は五十六、輔熙は五十七、忠熙の關白九條尙忠の後を襲ひたるは、文久二年六月二十三



(藏所氏曆文衛近爵公) 眞寫熙忠衛近

日にして、漸く半歳を超えたるばかりの短日子であつた。

幕府の近衛氏留任希望

近衛關白辭職に付ては、武家傳奏より幕府へも打合せありたる旨、京都所司代牧野忠恭(備前守)より申越したれば、文久二年十二月二十五日附、當時の幕閣諸員連署にて、同人當て左の一書を與へた。

近衛關白殿當職辭退、鷹司前右大臣殿へ、關白宣下可有之被思召候御内慮之趣、無滯相濟候様、早々可取計旨、傳奏衆より書付被差越候に付、御申越之趣致承知候。右之儀に付ては、來早春松平春嶽上京之上、申述候心得に有之候間、夫迄之内、御辭職無之譯には、相成間敷哉。尤先達て任職以下、傳奏迄御内意被仰進候儀、御辭退被遊候旨被仰出、其段申進候處、猶又右様申進候ては、御不都合にも候得ども、前文之次第にも候間、委細御含、傳奏衆へ被及内談否早々御申越候様にと存候以上。

十二月二十五日

連

名

牧野備前守様

京都事情の複雑

斯く申越したる程なれば、幕府では一日も長く近衛忠熙の關白職留任を希望したることが判知る。されど京都の事情は、容易に其の注文通りには參らなかつた。

鷹司氏御内意御請

正月十六日御兩役召御前、御小座敷仰云、關白因所勞、辭職被願申、近近可被聞食候、且辭職准三宮宣下思召、仍鷹司前右大臣殿、關白宣下之思召候、御内意可申渡有仰、左大將(近衛忠房)可被召哉、中山殿御伺、阿野殿御誘引此間武傳渡西方、御兩役位次列座、左大將被參上、伺天氣、中山殿被進出、御内意之趣傳仰、左大將、關白殿可傳仰旨、被退出、次鷹司前右大臣可被召哉、中山殿御伺、御誘引同上、前右大臣殿被參上、伺天氣、中山殿進出、御内意之趣被傳仰、復座、前右大臣殿被申御受、退出、阿野殿即誘引于八景間。「言渡」
尤も近衛忠熙には内覽、隨身兵仗故の如しとの御沙汰ありたれば、前官の禮遇を賜ふこととなつた。

青蓮院宮還俗問題

尙ほ正月二十七日には、青蓮院宮には、愈よ還俗の事に付、内勅を賜はつた。一條忠香の日記に曰く、

正月廿六日、今日未刻許(午後二時)父子參内……以前近衛左大將入來、後徳大寺内府、二條右府、實良等參朝也。……殿下輔熙公、前殿下忠熙公等評定場所へ被參、予始も參候處、

一 青蓮院宮還俗一件、將軍家より段々被申上に付、御評議有之事。

後御小座敷へ被召、忠香、齊敬公、公純公、忠房卿、實良等參、御機嫌伺、青門一件御啞被爲在、大體之處は、不宜哉に存候得共、當時之御事、何分御穩當之御沙汰可然哉と、乍恐申上置、何れも皆々同意之事也。

此れにて見れば、何れも還俗には反對であつたが、幕府よりの申請を強ひて斥くる譯にも參りかね、兎も角もその通りにて然る可しとの事に落著したことが判知る。

尙ほ徳大寺公純の日記にも、

正月二十六日青蓮院宮還俗之事、今度從關東言上、且一橋申上之間、御内々意被仰出、殿下兩公被行向、有勅問、三公左大將亞槐召御前、有御沙汰間、申上云、是も未曾有之事、不可然、是又如何様大變出來、難計旨言上、無御餘儀、御治定旨、右御沙汰、甚以不可然事也。

とあれば、前現兩關白を始め、一同此れを不可としたることは分明だ。然も不可と知りつゝ、之に賛成したるは、所謂る、如何様大變出來、難計との掛念からであつた。

還俗内旨
斯くて正月二十八日武家傳奏坊城俊克野宮定功等は、還俗の内旨を青蓮院宮に傳へた。

青蓮院宮

方今國事扶助精勤に付、非常以格別思召、還俗御内意被仰出候事、而して野宮定功の所記によれば、

廿九日還俗之儀被辭申一紙、同役へ被附、同役兩内覽了、以兒披露、押て可申渡

被仰出、申刻(午後四時)退出、同伴參青門、述仰之旨、申御請給了、更參内以兒言上、とあれば、二十九日に確定したることが判知る、而して爾來中川宮と稱することなつた。

抑も青蓮院宮還俗の事に就ては、幕府は少からず力を入れた様だ。

幕府内議
條項

文久二年十二月二十五日松平春嶽が山内容堂との内議の條項にも、

- 第一 禁裡御賄に要せらるゝ經費は、以來幕府に於て監査せざるべし。
- 第二 皇子、皇女の御落飾を停めらるゝ事。
- 第三 栗田宮還俗あらせらるべし。
- 第四 時々行幸あらせらるべし。
- 第五 堂上方の家祿を増加すべし。
- 第六 禁中修覆あるべし。
- 第七 右の外は、朝廷の御内意を伺ふべし。〔續再夢紀事〕

などとなりて、青蓮院宮還俗は、重要な一件となつてゐる、斯る次第なれば青

蓮院宮の進出に付ては、幕府の力も與りて少くない、されば宮と幕府との間に、爾來互ひに相得たる所あつたことも、決して偶然ではあるまい。

【107】 中山、正親町三條二議奏の辭職(一)

百人また世論に動かさる

既に主上の側近よりして、所謂る三奸二嬪——岩倉具視、千種有文、富小路敬直と、今城重子(少將内侍)、堀河紀子(衛門内侍)の五人、及び久我建通などは、世論に餘儀なくせられて去つた、然るに今や亦た中山忠能、正親町三條實愛も亦た世論の爲めに、退身を必須とせざる可からざるに至つた。

退職願末

彼等兩人は議奏中にて、尤も有力者であつた、而して此れが爲めにも、亦た世論の焦點たることを免れなかつた、今ま彼等が議奏辭職に至りたる願末を語らんに、そは中山忠能が、正月二十五日附にて、前關白近衛忠熙に内申したる一書

中山内申書

が、能く委曲を殫してゐる。

昨夜門前に一封宮有之、開封候處、此書取有之、且耳の上の様成物一包有之候、寔以驚入候、此書取にも有之候通、千種等御咎之節、以書取申上候通之譯柄にて、少も相包み、表裏之所存は無之候、表は正義を飭、實は因循を唱候由有之候へ共、此儀は夢にも覺無之候、且又去年來諸藩へ御内勅之儀に付、數多賄賂を受候て、猥に勅書を下候儀、皇威を輕候所爲共、罪不輕由、此條も實々意外千萬之儀にて、全體御内勅一件も、元は長薩より申立候譯御承知之通之儀に候、尤御内勅之儀に付、賄賂を受候儀等は、實に覺無之、何卒一々御吟味戴度存候。以上は中山邸門外に委置せられたる投書に付ての辯解だ、彼は逐一其の無實であるを斷言してゐる。

意外惡名

併如此迄災難失望之儀に候間、所詮火急に洗滌難相成候へば、一兩日中退役可願候哉に存候、扱々數年之志願不貫徹、意外千萬之惡名を受候段、残念至極に存候。

彼は無實の罪を言ひ掛けられ、此上は遺憾ながら退役を申請するの外致方なかる可しと嘆息した。

中山の憤慨

先不取敢、此段内々言上仕候。乍御面倒御一筆御答之程奉希上候。先日も御懇命給候儀、何も打明言上仕候。不容易御時節、萬事不行届之儀は可有之、恐入候へ共、受賄賂取計候覺は、實々無之、無念千萬に存候。御憐察奉希上候。是等は何卒御糺願度事と存候。實々意外千萬、歎入候事に候。何も宜言上可給候也。

正月二十五日

追て寔以御面倒御事、恐入候へ共、存外之儀、大當惑、先何も有體打明言上仕候。扱々恐入候、形勢何共無申條候也。

忠能

前關白殿家司中

極内々言上

此れにて見れば、中山忠能が如何に當惑し、如何に憤慨したか、推察せらるる。

中山門前
投書本文

而して彼が尤も不服であつたことは、賄賂を取りて、内勅を發することに周旋したてふ一件であつた。

尙ほ正月二十四日の夜、中山邸門前の投書なるものは、左の通りだ。

乍恐謹奉申上候。戊午年(安政五年)久我家反覆之時より、御同腹、重き御役之御身として、逆賊酒井若狹守等と、種々御通じ合、公武之間不容易御周旋有之、去戌年(文久二年)千種家以下御答之節、五十歩、百歩、御同罪と之御事として如故御勤、表には正義を御飭り、内實は因循を御唱、剩去年諸藩へ御内勅等之儀に付ては、數多賄賂を御受納、猥に勅書を御下げ、皇威を御輕じ被成候御所爲、其罪科實に甚しく、有志之者、切齒扼腕致候得共、衣冠之汚れと相成候儀に付、敢て推參不致候。近頃に至て、乍恐萬機之事、日々姑息偷安之御所置而已に成行、人心不和之基と相成候。乍恐御改心之上、今日より日數三日を限り、屹度御辭職御退隱可被成候。萬一其儀なくば、衣冠之尊と雖ども、國家之御爲には替へ難く、推參仕、如此耳に可致候。

此耳は先年初に正義之徒に従ひ、遂に反覆致し、奸吏へ通じ、數多忠直之士を斃し候逆賊池内大學と申者之耳に有之候。凡世に反覆より罪之大なるはなし。且内に在て外に欺れ候より可惡は無之候。衣冠之御身と雖ども、逆賊等之使令と成せられ候事は、實に國家之蠱賊と謂べし。能能此言御聞入御改心、斷然御退隱可被成候。此段御諫言申上候。謹言。

此の投書は實に正月二十四日より三個日を限りて、議奏中山忠能に、辭職退隱の要求をなし、若し此の期日に之を實行せざるに於ては、初め有志者にして、後に有志者を賣りたる池内大學同様の血祭りにす可しと、特に同人の耳朵を封入したるものだ。

投書の影

此れは中山が單に賄賂を貪りたるばかりでなく、初めには無二勤皇の純臣であつたが、後には彼も亦た反覆して、因循姑息の御所置の味方となりて、改革の氣運を妨害しつゝあることを諷示したものであらう。何れにしても中山等が、斯る投書の爲めに、身邊の危険を感じ來つたことは、勿論であつた。乃ち此の投

書は實に中山等の心を動すには、十二分の效力があつた。

【二】 中山、正親町三條二議奏の辭職 (二)

中山等の
狼狽

惟ふに中山、正親町三條の二卿をして、議奏を辭するの已むなきに至らしめたるものは、前記の投書(參照一〇)の爲めであり、然も其の投書には、日數三日を限り、屹度御辭職御退隱可被成候とありて、其の期限までもつけてある程なれば、中山卿等が、之に對して倉皇狼狽したのは、自から察するに餘りありだ。然るに當時入京中の一橋慶喜は、青蓮院宮に向つて、此の事件に付、左の如き意見書を上つた。

慶喜の兩
御留職主

(上略)昨日は緩々御目通仕難有仕合奉存候。其節被仰聞候中山殿、正親町殿之御儀、熟考仕候處、云々之儀にて御辭職被成候と申は、甚御不都合候間、是非共

御差留之御沙汰御座候方可然と奉存候。

此の如く一橋慶喜は、飽迄兩卿の留職を主張した。此れは秩序維持派の當人としては、當然の事だ。

尤右に付護衛之者差出置候ても不苦候はゞ、守護職家來御兩卿御館へ詰爲致置候様にも仕度、萬一右へ手出し等も致候者も有之候得ば、則ち御座候儀にて、即時罰候は、甚安き事にて可有之奉存候。

此の如く彼は飽迄彼等の安全を保障するの道を講じ、而して彼等に手を出す者は、朝命に逆ふ者として、之を所罰す可しと意氣込んだ。

御退職にては、朝威下に歸し候姿に相成、以來御國事向之御差響にも可相成と、痛心仕候。

此處が眼目だ。

前文之如きに至候も、昨日申上候通、畢竟脱藩之者集居候故之事にて候間、御賞譽之御沙汰被爲在、夫々歸藩相成候得ば、其主人々々にて如何様共致鎮靜

浪人歸藩の要

方も行届可申奉存候、右様相成候得ば、自然云云事件之類杯必解散之道開け可申奉存候。

正月廿六日

栗田宮侍史

慶喜

此の如く斯る事件を生じたるも、畢竟脱藩の浪人共の京都に集合したる結果なれば、彼等を速かに歸藩せしめ、京都から浪人共を一掃す可しとは、實に一橋慶喜其人の意見であつた。

朝廷評議

此の如く慶喜の意見は、彼等二人を留任せしむるにあつたが、然も朝廷では二人の辭職を聽許あらせらるゝこととなつた。左大臣一條忠香の日記に、

正月廿六日參朝(中略)中山家、正親町三條家へ投書之一件、且兩卿役辭退之事、御評議有之事。

とあれば、正月二十六日には、此の一件の評定が朝廷に於て行はせられたこと

と知らる。

辭職聽許

廿七日參朝(中略)予(忠香)齊敬公、公純公、忠房卿、實良(一條大納言、忠香の嗣子)等色々示談有之、殿下(鷹司輔熙)前殿下(近衛忠熙)兩公入來、中山大納言忠能卿、正親町三條實愛卿等、兼日役辭退被相願候處、今日願之通被聞食候儀、予始へ被申渡、庭田中納言始へ申入置様との儀、且投書被爲見、一見畢、重胤(庭田)卿始へ爲見置、別段所意被申上、人々も無之、後輔熙公早出之事後、重胤卿始、一同列座、投書一件被糺候哉否之儀、評定之儀有之、面々所存被申上、前殿下(近衛忠熙)入來、一紙に相認被差出、青門(青蓮院宮)新殿下(鷹司輔熙)等へ以一紙明朝御示談被申上候様子に相成事。

斯る次第なれば、一橋慶喜の意見は採用せられず、愈よ辭職御聽許となつた。

中山辭表

尙ほ中山忠能の辭表は左の通りであつた。

忠能以愚昧之質、御役勤仕之儀、兼て恐懼之至候、殊國事御用追々多端之處、所勞籠居、深恐入候、去十六日已來風邪之上、持病之痔疾増長、甚令難澁候、日參も

被仰出候處、出勤難仕候に付、毎度相願上候段、實々恐縮候得共、何卒御役辭退之儀、以御憐愍願之通被聞食候はゞ、畏入存候。

此れが一應の月並文句だ、以下が其の眞意であらう。

且又昨夜門前投無名之書、別紙之通候(參照一〇)、存外之惡評を受候段、奉對朝廷、誠以奉恐入候、在役失人望候ては、人心にも可拘候間、旁辭退相願上候、此由宜預御沙汰候也。

正月廿五日

忠能

武傳充

正親町三條實愛の辭表は、一日後れて二十六日附となつてゐるが、其の主旨は、大體に於て異同なし、但だ同人のは、

猶又不心付賄賂不正に陥候儀も有之候はゞ、嚴科に被處候共、聊遺念無之候との一句がある、何れにしても此の兩卿は、投書の爲めに、其の職を罷むるの餘

正親町三條辭表

儀なきに至つたのだ。而して其の投書家の何者であつた乎は、固より詮議する
丈けが野暮であつた。

國事掛上
申書

且又所謂る國事掛の上申書には、

投書之事、先兩卿明白に候哉、御糺被爲有、潔白之儀に候はゞ、三藩(長陸土)其他
にても、投書之人吟味被仰付可然存候。投書人出頭候はば、夫々御尋被爲在、不
都合之御咎被仰付可然存候。且又自今猥に所々へ投書不致様、無名之書翰被
受候箱にても、御當職に被設置有志之人々罷出可投置被仰出候ては如何可
有之哉奉存候事。

正月廿七日

とある。如何にも生温るき文句だ。恐らくは國事掛の連中には、寧ろ投書家の意
見に賛同したるものが多數であつたかも知れない。或は一步を踏み込んで云
へば、投書と同穴の狐であつたかも知れない。何れにしても朝廷の大政は、今や
民間志士の意見によりて、往々左右せらるゝところあり、所謂る秩序派の眼中

から見れば、世は亂脈となりつゝ、あると認識するの外は無かつた。

【三】 松平春嶽の上京

春嶽上京
せんとす

江戸側では一橋慶喜上京の後を趁うて、松平春嶽が上京することとなつた。同
時に又た山内容堂も上京することとなつた。此の兩人は心からの公武合體者
で、特に春嶽は、遠く薩摩にある島津三郎と呼應し、彼をも上京せしめ、與に俱に
公武合體の目的を達せんことを期してゐた。但だ此の機會に於て、彼に取りて
尤も不幸であつたのは、横井小楠を、其の帷幄から失うたことであつた。それは
既記の通り、小楠が江戸の酒樓で刺客に遭ひ、遁走したるを以て、武士道に負い
たりとの物論の爲め、餘儀なく福井に赴かしめ、やがては其の故郷肥後に歸國
せしむることとなつたからだ。

春嶽上京
通告

松平春嶽儀、上京之節、御軍艦拜借、來月十一日頃出帆、海路罷越、攝州天保山沖投錨、直に安治川口上陸、大坂表に兩三日致滞留、夫より上京之積、尤時宜に寄、安治川より淀川通り通船上京可致候間、得其意相達可然向々へは可被達置候。且又在京中取扱振は、諸事老中之通り相心得、萬端手數相省、馳走ケ間敷儀は勿論、下々難儀不相成様可被取計候。尤旅館之儀は、越前屋敷の積に付、此段爲心得相達候以上。

十二月廿三日

連名

牧野備前守殿

春嶽御暇
下賜

此の如く幕閣より京都所司代に通告した。而して十二月二十八日には、將軍家茂から、愈よ左の通り暇を下された。

松平春嶽

御羽織

御馬

右來早春京都へ罷越候に付、御暇被下。

禁裏親王准后え之御口上被仰含、於御前拜領之。

春嶽大阪
に入る

斯くて春嶽は、正月二十二日品川沖から順動丸に乗船、二十九日大阪著、大阪中之島屋敷に入った。

春嶽伏見
に入る

斯くて豫ねて申合せたる山内容堂は、正月十日江戸發、大鵬丸にて二十一日大阪に著、二十四日伏見泊り、二十五日京都に著したが、春嶽は大阪にて御用を達し、二月三日大阪を發し、淀川を溯り、同夜は伏見に止宿した。

御自分様此度御上京之處、時節柄、簡易質素を主と被致、御供方等に至る迄、格別御省略之儀に付、當地御通行之節、市中等に於て、往來之者を制し、或は飾手桶等、無益之虚飾を相省き候儀は、勿論たりとも、鄭重之儀無之、下々難儀不相成様無急度相心得、都て一橋殿御上京之節より、一等手輕に取扱候様、町奉行へ達候様にと、思召候旨、被仰下、致承知候、則相達申候、以上。

二月三日

牧野備前守

春嶽入京

斯くて春嶽は、二月四日京都二條堀川の自邸に入つた。

當時汽船の航路とは申しながら、如何に時間を要したるかは、左記を以ても分明だ。

春嶽道中

廿二日築地操練所にて乗船品川沖に至り、順動丸に乗移り、廿三日朝品川沖開航、同時浦賀に滞泊す。風雨烈しかりし爲めなり。廿四日浦賀を發し、田子浦に滞泊、廿五日田子浦を發し、廿六日紀州大島沖に投錨す。逆風のためなり。廿七日朝大島沖を發し、由良に投錨す。風雨烈しかりし爲めなり。廿八日由良を發し、同日夕八時(午後二時)兵庫港に入り、廿九日兵庫を發し、大阪天保山沖に著す。同日より二月二日迄、中之島自邸に滞留、三日大阪を發し、淀川乗船、伏見にて一泊、四日竹田街道入京。

斯くて彼は直ちに東本願寺なる一橋慶喜の旅館を訪ひ、近衛、鷹司の前現兩關

鷹司關白
訪問

白、中川宮等を歴訪する積りであつたが、所勞の爲めに、單に鷹司關白を訪問し、他は重臣を代理とした。

扱鷹司殿にて、公(春嶽)最前寂慮を以、重任(政事總裁職のこと)仰出されし以來、孜孜勉勵、片時も早く宸襟を安んじ奉るべき心得なれど、多年閉居せし身分、殊に國家多事の際、菲才其任に堪ふべからず、恐懼の至りなりと申上られしに、殿下(鷹司關白)拙者も久しく閉居せしに、圖らざりき、今般大任を蒙り、御同様恐懼せり、故に三ヶ月を限り奉職の積りにて御請申上し事なるが、此節攘夷の仰出されもある事なれば、別して公武一和ならでは行届くまじ、依ては追々其節御相談に及ぶべき心得なりと仰せらる。公(春嶽)又今般急に上京せしは、大樹公の官位一等を辭せられし上表に對して、此程聞し召されざる旨仰出されし故、其恩命を謝し奉り、且其外にも夫是申上べき事件ありし爲めなり。しかし是等の件は、重ねて一橋中納言と共に、參殿して申上べし云々申され、畢て退出せられき。(續再夢紀事)

此の如く、松平春嶽は、將軍家茂の露拂ひとして上京した。知らず京都の形勢は、如何に發展す可き。

第四章 薩藩態度の表明

【一三】 薩藩の運動

薩藩の力

文久二年の下半年から、文久三年上半にかけて、長藩の活動は目醒ましきものがあつた。凡そ尊皇攘夷の請元は、長藩で、それに土藩の有志が参加し、其處に急進派の中心點は存在するが如く見受けられた。而してそれに對して、薩藩の運動は、やゝ潜航的であつたが、ざりとて決して閑却せられてゐなかつた。所謂漸進派、穩健派は、何れも薩藩を背景とせざれば、其の有力なる味方としてゐた。而して薩藩自身も亦た中原に於ける長士の勢力に抗衡す可く、それぞれ企謀し、周旋し、且つ運動する所があつた。

朝幕薩連
盟關係

若し精細に政治的地圖を作爲せば、朝幕對立と云ふ如き差別は不可能であつた。そは幕府の議も、必らずしも一致してゐなかつたが、朝廷の議は、それに比す

れば、更らに大なる不一致が存在した。即ち朝廷に於ける近衛忠熙、青蓮院宮、其他の老成人は、親藩としては越前外様としては薩摩、それに幕府側としては橋慶喜、松平容保など、何れも一味と云ふも差支なきものがあつた。(勿論幕府側の中にも、越前は心から薩摩と親まんと欲し、一橋はやゝ薩摩を猜疑するが如き、各自其の趣を殊にしたとは云へ)、特に朝廷に於ける近衛忠熙、青蓮院宮は、何れも薩摩に依頼する所多く、而して松平春嶽なども、亦た薩摩と握手して、時局を濟はんとするの志あり、云はゞ、此處に朝廷、薩摩、幕府の三角同盟が成立す可き事情が存在し、その事情の下に、之を實現せしめんと奔走する者も少くなかつた。然も之と對立して、長藩及び土藩の有志、其他凡有る民間有志の内には、即時にも攘夷の勅諭を實行せんとする三條實美、姉小路公知等を主とする少壯の朝廷に於ける急進論者と、相ひ呼應して、此の時機を逸せざらしめんとする者あり、此の如くして、薩長兩藩を双方の主力として、隱然相ひ對抗せんとする形勢を、現出するものゝ如くであつた。

右に對立する者

薩土運動

朝廷では薩藩に倚賴し玉ふこと尤も深厚にして、その爲めに文久二年十一月十二日附にて、島津久光を、京都守護職として、松平容保と共に、京都の警衛に任ず可く、御沙汰を賜はつた。此れより先き朝廷にては島津齊彬に贈權中納言、從三位の宣下の思召あり、幕府を經由して、同日其の教書を賜はつた。當時薩藩士は、京都、江戸の間に、それゝ、暗中飛躍の運動をなし、京都には藤井良節、江戸には高崎猪太郎、吉井中介、岩下左次右衛門の徒あり、互ひに相ひ呼應して、其の拔目は無かつた。

二日(文久三年正月)夜に入て、薩藩岩下佐次右衛門來る、明三日江戸を發して、京師に赴き、夫より歸國する筈なりし故、三郎殿え申入れらるべき内意を委囑する爲め呼び寄せられしなり。此時岩下に羽織一箇、金二拾兩贈與し、晚餐を饗せらる。

然るに此處に、新たなる局面が、左の如く展開せられた。

同夜岩下饗應中、同藩吉井中介來る、中根靱負對面せしに、吉井去年十一月十

吉井の運動

五日江戸を發せし後、十二月三日鹿兒島に著して薩摩守齊彬殿へ贈官位ありて使命を畢へ、さて兼ねて御相談に及びたる如く、修理大夫（當主茂久後に忠義）、三郎上京して周旋盡力すべき時機なるべし。且春嶽公にも、父子の上京を希望せらるゝ旨仰せられたり云々陳述せしに、兩人とも同意いたし、更に内意を授けて京都及び江戸に出づべき旨を申付たり。

此れは吉井の語る所、乃ち彼は江戸からの使命を傳へて、更らに鹿兒島からの使命を帯びて、江戸に來たのだ。

吉井大久保近衛氏
調見

故に同九日（文久二年十二月）大久保一藏とともに鹿兒島を發し、廿二日（廿日の誤）京都に著して、近衛殿下に謁し、三郎の内意を申上、且其意見書を差出ししかば、殿下嘉納せられ、廿四日殿下及び中山殿、正親町殿の御三方、青蓮院宮の御許に御集會ありて御内談の上、即日奏聞ありしに、速に勅許あらせられしよしにて、殿下より大久保に仰含められたる御旨あり、又春嶽公に進せらるべき御書翰をも托せられたれば、廿五日午時更に京師を發し、今切にて大

吉井春嶽
に會見

久保に別れ、道を急ぎて、只今到着せり、道を急ぎしは、途中にて春嶽公來る七日江戸を發し、上京せらるべしと聞きし故、御出發前、殿下の御書翰を御傳達に及ばんためなりと申聞け、やがて彼の御書翰を指出せり、斯くて公吉井に對面せられしに、吉井委曲は一藏著の上、申上べければとて、大略の事情のみ陳述して、夜四つ半時（午後十一時）退散せり、近衛殿より遣はされし御書翰は左の如し。

此度勅使歸京、攘夷之儀御請委細に言上に付ては、大樹公御上洛之儀、叡念被爲、在候。密々大久保市藏え申含候儘、御聞取給候様、無御腹藏、御答承度存候。右之段荒々認候也。

十二月廿三日

忠 熙

右往復迄之前は、其許並容堂にも御上京御見合候様致度存候也。

此の如く吉井は大久保と同行鹿兒島より上京し、更らに近衛家の使命を帯び、

春嶽の上京近きにあるを聞き、その出立以前に間に合ふ可く、遠州今切にて、大久保に別れ急行した。正月二日の夜著府直ちに越前邸を訪問したのだ。

【二四】 大久保利通の書翰によりて表明
せられたる薩藩の態度

大久保人府

薩藩の代表者として、大久保一藏(利通)は、既記の如く、(參照一三)文久二年十二月九日、吉井中介と與に、鹿兒島を發し、二十日に京都に著し、それぞれ周旋し、二十五日京都を發し、江戸に向ひ、文久三年正月二日吉井先著し、正月三日に大久保は到着した。當時大久保は、薩藩の要人中の第一人者にして、彼の意見は、殆んど薩藩の意見を代表すと云ふも差支なき程なれば、彼の使命を語るに際しては、彼が未だ鹿兒島を出でざる以前に溯る必要がある。それに就ては、彼が文久二

大久保桂
宛狀

年十一月十六日、當時上國にある桂右衛門に當て、彼が與へたる書翰が、能く其の事情を罄してゐる。

京師御勢ひ日々盛大相振ひ、轉法輪三條様(實美)勅使御下向、姉小路様(公知)副使え差立、斷然攘夷之義、奉行相成候様と之御趣意にて、畢竟長州、土州合體にて、建議之處より、全體之叡慮に被爲在候得ば、自然朝議右に御決定之御儀にも可有之候得共、此一條に就ては、實に皇國之重事にて、眼前之勢ひに御轉移被爲在候様にては、甚不可然御事にて、只今之處、大變革之始、復古之大業成否之際に相關り候機に御座候得ば、克々始終之見居被爲立、事之利害得失、人心之向背去同を洞察し、永世不朽之治體屹度相居り候儀肝要御坐候處、時世に應じ、大小輕重取捨之御處置に暗く、前後顛倒之差、寸分有之候ては、實に治亂之大事に相懸り候半、於關東も十分奉勅之淺深も相見得、既に來二月上洛御發に相成候得ば、廟議之深意も可有之、尤列藩よりも、開鎖の論紛々終に兩立之勢ひも相見得、末如何と懸念之廉も有之折柄、勅使御差立候上は、是非其實

不被行候ては、不相濟譯に候て、旁彼是之勢ひ細詳熟察いたし候得ば、返て一混雜を醸し候機と相成、御趣意反覆之憂到來、案中に御座候、故に三郎様云々御建議被遊置候御事に有之、形勢を以すれば、攘夷之論は安く候得共、現事を以すれば、前條之憂不_レ一方、只趣旨は同ふして、寛急之違有る迄之事に候。就ては來二月上洛之上、親鋪被仰出候て御至當之譯に可有御座候間、篤と被_レ及勘考建議被爲_レ在度、御趣意に於ては、今更御變り不被爲_レ在候間、右之趣起而建白には、不及候得共、若御尋も被爲_レ在候はば、前條之趣に付、被_レ及言上候様御沙汰に候。

薩藩の態度

以上の書翰は、正しく島津久光の意を承けて認めたることは、御沙汰に候の一句にて分明だ、此れにて見れば、薩摩では正副勅使の東下が、長土の刺戟にて出で來りたる次第も、能く洞察してゐる。而して此れが天下治亂興亡の機となることも、能く憂慮してゐる。而して薩藩の此間に處する態度に就ては、左の一句が尤も能く之を説明してゐる。

形勢を以すれば、攘夷之論は安く候得共、現事を以すれば、前條之憂不_レ一方、只趣意は同ふして、寛急之違有る迄之事に候。

漸進の策

されば薩摩は、攘夷の純理に趨らずして、其の實を擧ぐ可く、其の脚下を固め、徐ろに之に著手せんとするものにして、即ち漸進の立場を占めんとするものだ。露骨に云へば、長州や、土州と、攘夷の目的は一致だが、其の手段に至りては、彼等の如く、即時即刻の攘夷でなく、飽迄準備をなし、手續を盡し、まづ不敗の地を占めて、而して其事に及ばんとするものにして、緩急の違ひとは、此事だ。されば薩藩に於ては、此の天下の大勢紛々として錯綜、混亂に際して、須らく此の態度を保持して、毅然として自から見る所を以て、之を天下に行はねばならぬとは、是れが島津久光を首として、薩藩の當時に於ける意見であつた。

【一五】 京都に於ける大久保利通の周旋 (一)

大久保の上國運動

要するに薩藩では、長土の運動によりて、攘夷斷行の爲めに、勅使の東下したるを、正面から反對はしなかつたが、決して之を安全の措置として憚ばなかつた。目的は同一でも、手段には過激と穩健との差別があり、薩藩では前者を排して、後者を取らんと覺期し、その爲めに島津久光は建白し、その建白の主旨を徹底せしむ可く、久光の懐刀の一人であつた大久保利通は、上國に赴くこととなつた。彼が文久二年十二月九日、吉井中介と與に鹿兒島を發し、二十日著京したことは既記の通りだ(參照一四)。而して彼は如何に運動したる乎、そは彼が十二月二十一日附にて、其の同僚中山中左衛門に與へたる書中に、極めて分明だ。

一 昨夜陽明家參殿御父子様御揃にて御目見被仰付、則御直書差上候處、篤と御覽被爲在候に付、尙亦奉承知候御趣意之程奉言上候處、御兩殿様如何にも御尤之御趣意と一同に御感賞被爲在候。

大久保近衛父子に謁見

此れにて大久保は著京の即夜近衛家を訪ひ、忠熙、忠房父子に面して、島津久光の親書を手交し、兩人に向つて書中の意義を演繹縷述し、兩人も賛成したことが判知る。

大久保申出

就て乍、恐御同意に被爲思召候はゞ、宮様(青蓮院宮)御談合之上、全く衆評に涉らず、御兩人様切りにて被爲經奏聞、眞之叡慮と申處にて、斷然御發相成度、無左候ては、三郎殿より建議にて此に及候譯洩漏いたし候ては、決して異説を起し候而已ならず却て害を引候事も難測候得ば、吳々も御趣意に歸し候様御周旋奉願候様被申付候段申上候、御尤に思食候。

此れは大久保が、近衛父子に向つて、此の事は青蓮院宮と近衛忠熙兩所限りにて、主上に奏上、叡慮として渙發あらせられたしとの申出だ。三郎の建議は、將軍家茂の上洛を當分延期せしめよとのことであつた。此れは別言すれば攘夷實行の延期と同一意味合だ。

近衛氏垂示

しかし眞之叡慮と申しても、必ず其所起を、人々疑惑いたし候は、案中にて、何

分難問に候間、宮様此御書御覽被爲在候上、委曲之御趣意、其方より及言上候て、正親町迄形行承候様無之候ては、何分御周旋遊ばし兼られ候間、明朝宮之御方え其方能出候而、正親町えも参り呉れ候様、左候はゞ、今晚此御書を、宮之御方え相廻候様可致と之御事に御座候、其通御請仕退出。

此れは近衛忠熙より、大久保への垂示だ。乃ち青蓮院宮の外、正親町三條實愛をも、其の仲間に引き入れ、而して後徐ろに計を爲す可しとのこと。

大久保青蓮院宮謁見

一 今朝（文久二年十二月廿一日）宮様え罷出候處、殊之外三郎様御趣意に御感服にて、御沙汰被爲在候は、夜前及深更、殿下より三郎殿書狀御差廻相成、篤と熟覽いたし、尙今朝迄再三披見いたし候處、實に至當之議論、令感服候。兎角に此通不被行候ては、決して不相濟義に被存候、依て正親町えも云々御傳言共被爲在、且殿下えも分て御委任にて、御周旋被爲在候様申上候得共、種々被仰付、正親町より亦々殿下えも今日罷出候、克々御請込み相成候。
以上は青蓮院宮との交渉顛末だ。此の如くして大久保は、青蓮院宮の賛同をも

正親町三條引入策

得た譯だ。宮の意を奉じて、正親町三條實愛を訪ひ、轉じて近衛忠熙を訪ひ、而して愈よ近衛忠熙をして、此事を引受けしむることとなつた。

何分にも殿下頓と御寸暇を得させ給はず、廿三日迄は、御神事に付、宮様え御出と申事も不被爲叶、今日も終日之御客來、中々御多端と被伺候。明朝御參掛、宮様え正親町御出にて、御談判被爲在、賦宮より御招左候て正親町えは、禁中にて、殿下御打合被爲在、筈に御坐候。

此れにて正親町三條實愛は、愈よ此の仲間に引入るゝこととなる可き手續が完了する譯合だ。

頼むは宮のみ

何れ一人は御引合無之候ては、殿下御一人にては御周旋六ヶ敷被思食候處より、正三（正親町三條）を、御取込之御策に御坐候。何分其方にも急ぎ之筈に候得共、廿四日迄は見合居呉候様、殿下より御沙汰に御座候に付、兩日中には御決議可相成と奉存候。只依頼する處は、宮之深く御趣意に服せさせられ、是非是非と之思食にて、正三え御傳言、内々萬一此義に異論を起し候者有之候は

ば、屹度被仰出候様有之度と之御一言有之實に難有次第に御座候、(下略)
此の如く大久保は著京即夜より運動し、然も何れも手の詰まりたる方法もて滴水も漏れざる周到の方策を取りつゝあつた。

【一六】 京都に於ける大久保利通の周旋 (二)

大久保使命

京都に於ける大久保利通の使命は、近衛忠熙、青蓮院宮によりて、家茂將軍上京延期を謀るにあつたことは、既記の通りだ(參照一五)。島津久光は、必らずしも理論上將軍家茂の上京を不可とするではなかつた。但だ此の上京が、攘夷即時實行の過激派に利用せられんことを虞れて、其の氣勢を挫かん爲めであつた。大久保が到着即夜から其の運動に取り掛つたことは、是亦た既記の通りであつた(參照一五)。而して其後の消息は、彼が十二月二十五日附にて、中山中左衛

青蓮院宮
近衛氏等
會議

門に與へたる書中に詳悉してゐる。

乍、恐殿下(近衛忠熙)御一人にては、御英斷御六ヶ敷處より、中山、正三(正親町三條)兩卿御承知無之候ては、逆も運びかね候に付、是非申入吳候様切に奉承知無據處より、宮様(青蓮院宮)も其通被遊御同意終に相洩し候筋に御決定、二十一日禁中にて兩卿(中山、正親町三條)御談判有之、翌廿三日殿下兩卿宮へ御會議にて御評決被爲、在候、良節(藤井)私にも罷出候様被仰付、大抵御話し被爲、濟候頃被爲、召罷出候處。

大久保藤井出頭

此の如く近衛忠熙、青蓮院宮、中山忠能、正親町三條實愛の宮家に於ける會談となり、その會談終了の頃命によりて大久保、藤井兩人は出頭した。

殿下宮より御沙汰被爲、在候は御建白之御趣意におひては至當之御議論にて候得共、何分此に至り人心之折合如何と、是のみ被遊御配慮候云云。
此れは近衛忠熙、青蓮院宮兩所よりの掛念の申分。

亦中山、正三より上洛一條に付ては、本長州より盡力之譯に候得ば、若御延引

相成候ては、大に失望可致、依て是を慰する之道不相立候ては、相濟まじくと之儀も有之。

此れが眼目だ。將軍上洛の論は、最初より長州からの建白であり、之を阻止することは、長州を相手とする譯合なれば、中山、正親町三條二卿が、斯く心配したのも決して無理からぬこと。

長州屈服の氣

其外種々御難問相立、しからば良節、私より長州え大議論相立、彼を屈服せしめ候はゞ、如何と及建白候處、彼れ屈服さへいたし候得ば、少も御差支無之由御事にて、既に其通決定之賦に候得共。

一應は斯く平押しに押し付けんとのことであつたが、

先づ春嶽容堂上京案

尙亦退て及愚考候處、右様手數相成候得ば、中々一兩日にきまり候義六ヶ敷、殊に越士(春嶽容堂)出足正月七日方と申候得ば、時日を失し候故、何れ之筋越士發足延引相成候處、專要相考、一先越士え存慮御尋有之、彼れに異存無之、難有叡慮に付、早々被仰出度と之譯に候はゞ、其時に御發し相成候はゞ、如何と

申上候處、至極尤に被思食、直に御決議相成候。

要は先づ春嶽容堂をして、其の上京を延期せしめ、彼等をして將軍上京延期の已む可からざるに同意せしめ、而して後勅諭を發せられては如何とのこと。

依て關白様(近衛忠熙)御直書を奉じ、私急ぎ今日出府之都合に罷成候。

此の如くして大久保は江戸へ急行することとなつた、而して當時大久保が、如何に滿腔の精神を傾注したるかは、

大久保江戸急行

實に重大之任に有之、恐懼至極、過分之至に候得共、出府之上、兩公(越志)え演說之次第は、臨機應變周旋仕度、實に奉命之上は、御趣意に不致乖戾、大事に害なきやふ微軀之一盃、屹度其詮相立候様盡力仕候含に御坐候、篤と熟考仕候得ば、是程條理相立、昭然明著之御趣意、眞實皇國之御爲を思ふ忠誠之越士なれば、如何ぞ感動承伏致さる譯無之被存候。

此の如く彼は春嶽でも、容堂でも、必らず彼の論鋒にて、承伏せしむる覺期もて、江戸に赴くこととなつた、然も春嶽も、容堂も、本來漸進論者で、長州流の急進説

には、勿論賛成ではなかつたから、此の意味に於ては、彼等は薩と同一の立場に立つてゐる。されば大久保が左程力癪を出す迄もなく、彼等と薩との間には、諒解が成立することは、決して困難では無かつた。

【一七】 京都に於ける大久保利通の周旋(三)

久光上京に就き

大久保は飽迄徹底的に、薩藩の意見を、近衛忠熙、青蓮院宮、及び中山忠能、正親町三條實愛等に吹き込んでゐる。

一 三郎様御發駕之儀、御尋有之候に付、御内情無殘處言上、且英船之一條(接するに此れは生麥事件の結果として、英艦鹿兒島へ來らんとするを云ふ)も申上、其上第一之御趣意は、如此大任(此れは京都守護職任命を云ふ)を奉蒙候上は、上京いたし、奉安寂慮候廉無之候ては、不相濟候に付、篤と深謀熟圖いたし候處、只

今より終始之定策相立、云々言上仕候譯に御坐候、此策不被行候得ば、逆も上京いたし候ても、其詮無之は案中、無詮に上京いたし、甚無用と三郎之所存にて、何分朝廷御評議之趣、早々注進いたし候様、吳々申付置候に付、申越次第に發足之比合も取窮可申事と存候。

久光の懸念

此の如く、島津久光の上京も、決して無條件ではなく、先づ朝廷にて彼の建白を採納し、朝廷の定策を立て、而して後趾を擧ぐる順序である次第を、大久保は切言した。大久保は更らに左の如く踏み込んで、其の本音を吐き出した。

當時大小名勤王を唱へ、連日上京、頻に乞命候儀、實に尊王之道、天下に行れ、無此上美事、朝威も相立候様に御坐候得共、三郎には、却て奉懸念候譯に御坐候故は、

斯く大綱を宣べて、次に其の理由を説明して曰く、

勤王を唱へ候内にも、眞實忠誠之志を以盡し候も可有之候得共、亦如此機を幸にし、私を先きにし、勤王を餌にいたし候も、無きにも非らずと、存候。左様之

利己的勤王論者

邊より、私に争を以、寸毛之事端より内變を生じ候義、所謂元弘之覆轍之如き、
克々鑑み給はずんば、一大事に御坐候。

此の如く薩藩では、諸大名の陸續上京するを、好ましからぬ現象として見てゐる。天下の變、此れより生せんかと憂慮してゐる。

自藩防衛の要

三郎一國を處置して、益思當り候は、只今萬々一異船渡來いたし候はば、十分之勝利中々無覺束去りとして攘夷被仰出候上は、自國(此れは一藩のこと)を惜む譯には無之候得共、一國(此れは一藩のこと)之瑕瑾は、皇國之瑕瑾に有之、其瑕瑾を受けざるやふ、國本相固め候と申は、不容易國難之義に御坐候。

此の如く各大小名は、何れも先づ自藩の防衛を、第一にせねばならぬ義務がある。

諸侯上京の弊

然るに當時自國(自藩)之警衛を次にし、夜を日に上京いたし候大小名、外に如何之見留有て之事に候哉、眞實皇國之御爲も存候忠膽に候や、心腑に落ち不申候。是三郎自國之爲を思ふ之内情を申立るに無之譯に御坐候段、種々御答

申上候處、御一同如何にも御尤に被思食候旨、御沙汰被爲在候。

此の如く大久保は薩論を提唱して、滿坐の人々を承服せしめた。尙ほ此の書狀——十二月二十五日附、大久保より中山中左衛門に與へたる——の中に、鍋島閑叟に關する一節がある。

鍋島暴狀

現在鍋島(齊正、閑叟)滯京中、實以暴論にて、畢竟長崎之固を遁れ候ため、伏見桃山警衛被仰付、左候て餘人を交候ては不相成、一藩え被仰付候様申立、且又三藩(薩、長、志)々々と騒々敷申候得共、役立候事に無之、其證據は私え足輕四十五人を以、勝負被仰付候はゞ、則打伏せ可申、或は越前(泰譽)など未何とも知れ不申、私(閑叟)出府之上、養育可致などと暴論之數を盡、陽明家(近衛)え押懸參殿などいたし、あくみはて被成し筋被聞、漸々參内被仰付於關東、請命候様御達にて、出府之都合に相成候由。

鍋島排撃

と云ひ、且又鍋島よりの上書、及び朝廷よりの御達文等に付て、大久保は、左の如く憤慨してゐる。

右躰之兇賊(鍋島を斥す)たり共、參内被仰付、且不容易御書附振、姑息之御所置、殘懷不少、只々脇を斷ち候次第に御坐候。出府之上は、屹度手を盡し候含に御坐候。

此の如く鍋島に對して、敵愾心を漏らしてゐる。何は兎もあれ、維新以來、薩、長、土、肥と稱せられたが、最早文久の當時から、此の四藩は表舞臺に乗り出してゐる。其の働らきの大小輕重は、自から差別す可きは當然ではあるが。

更らに大久保が、如何に當時新設せられたる國事掛を冷眼に看たるかは、左記によりて分明だ。

國事掛の無用

朝廷え國事掛と申者出來、別紙之通(略す)御人數にて、三日に一度御會議有之事之由、其内に大原卿迄も列り、誠に大變な次第に御坐候。朝議之一定ならざる、是を以推知せられ候。大原は殿下(近衛忠熙)之なし給ふ處と被聞申候。今少し寸暇も御坐候得ば、議論も立度候得共、夫所にては無之、致方無御坐候。とある。此の如くして大久保は、愈よ京都の運動を打切り、江戸へ赴くこととな

つた。

【二八】大久保の持參したる島津久光の建白書(一)

抑も大久保利通が、鹿兒島から持參したる島津久光の建白書なるものに就ては、其の内容の一斑は、既記の通りであるが、今ま其の全文を掲ぐれば、左の通りだ。

急上京

今般不容易以叡慮、不肖之小身御用之儀有之、早々上京仕候様御内命之趣、奉拜承、實以武門之冥加無此上、難有仕合奉存候。就而者不日上京仕候儀當然に御座候得共、毎々申上候通、國許相固度との趣意を以、御暇奉願、歸國仕候已來、夙夜心志を苦め、海防之手當者勿論、萬般之政事向、精々處置を加へ候折柄、勅使關東え下向攘夷之命を被下候段、承知仕候。然者愈以内脩外攘之道不相立

候而者、叡慮徹底難仕候に付、守禦之術十分を盡し度、差急候次第に御座候。只今半途にも不至、發途仕候而者、都て瓦解之姿に相成候者案中に而、別而心痛仕候。

島津久光が京都から歸國の途に就いたのは、文久二年閏八月二十三日であつた。されば彼が守禦の術を十分盡したいが、未だ半途に到らず、此の儘上京しては、それが瓦解の姿となると云うたのは、強ち彼の立場から見れば、無理からぬ申譯と云はねばならぬ。

英船渡來の難

殊に敵邑者三分之二者環海之場處柄、且先般江戸出立之節、於神奈川夷人混雜一條により、幕府御處置被成兼候はゞ、敵邑え致廻船候様、御達相成度、左候はゞ、皇國之御瑕瑾不相成様、穩便に應接可仕旨、及御届置候處、未御決著も不相附候得者、自然其通御達相成候はゞ、實に皇國之御大事に係り候儀故、前後當惑罷在候に付、何卒以御憐察、暫時之御猶豫御前より御執成被成下度、伏而奉懇願候。

薩摩は三方海に接し、殊に生麥一件からして、英人と直接談判の危機に瀕しつつある今日、猶更ら上京は容易の業ではない。故に近衛忠熙からして、上京猶豫の取成を請ふとの申分だ。

定策決定苦心

大抵今三四句も經候得者、治定之方に相向可申候間、來正月(文久三年)中には、發足可仕候、尤不容易大事之御時節に當り、奉蒙重命候上者、其實相叶、被爲安宸襟候様無御座候而者、屹度不相濟儀と、只今より始終之定策相立置度、晝夜忘寢食、苦慮仕候。

以上は急に上京出來難き申譯だ。此れよりして久光は、其の積極的の意見を上申することとなる。

衆口に動搖の不可

抑皇國危急之節に臨み、忝も聖明之御英斷を以、非常之大業を被爲創、殆成就之時機に至り、上被爲對皇祖、下萬民之爲、千載不朽之御偉德、誠以難有奉存候得共、兎角自古有始無終、成功を遂げ不申儀、和漢其例不少候得者、乍恐以往之處、益深謀熟慮、屹度衆口に無御動搖様、御卓識被爲立候儀肝要奉存候。

「衆口に無御動搖様」の一句が、眼目だ。島津久光の尤も厭惡したるは、浪人原が政治に容喙する事だ。畢竟寺田屋事件も、此の爲めに出来たのだ。

將軍上洛の不可

既に攘夷之命令被爲下候上者、綸言不可返之道理に而、自ら於幕府奉行有之筈に得候者、來二月大樹公御上洛相成候而者、決而不可然儀と奉存候。

其理由の

將軍の上洛を不可とするが、此の建白の重なる要旨だ。而して彼は其の理由として、以下に六個條を歴舉してゐる。

第一攘夷之儀、假令三五年之期限を定候ても、實地に勅意奉行有之、其術を施候場に至り候得者、尋常之手當に而者、中々六ヶ敷、尤彼を制禦する實備無之候而者、我を固守致候儀、決而出來兼候得者、至難之譯に御座候、緩急之次第者有之候ても、攘夷決定之上者、即日より各國寸陰を惜み、必死に磨勵、海陸軍十分不行届候而者、時機に後れ候儀、必然に御座候得者、上洛相成不可然奉存候。攘夷を口にするは易く、實行は難し、實行には準備が必要だ。その爲めには寸陰をも惜まねばならぬ。將軍上洛杯のお祭り騒ぎは斷じて無用だ。此處に各國と

あるは、各藩を意味してゐる。

【一九】 大久保の持参したる島津久光の建白書(二)

島津久光が、將軍上洛を不可とする理由は、以下猶ほ續いてゐる。

將軍上洛の不可理由第二

第二には當分幕府變革之初、人心紊亂、物議騷然之砌、暫時たり共、其猖獗之夷人を、膝下に乍養、江府を空城に致候儀不可然奉存候。

同第三

第三には攘夷決定之上者、列藩之侯伯在城致し、海防守禦之策專要に而、畢竟參勤猶豫之新令も不外候處、上洛に付而者、先規も有之、大藩上京仕候儀不可然奉存候。

同第四

第四には近年諸色沸騰、四民困窮之折、如何様易簡之令を布き候ても、大樹公御上洛と申候得者、驛々奔命之疲勞不少候。

同第五

第五には右に付各藩上京銘々及建議衆口囂々、一和之道相立兼、御取捨之上者、或者恨み、或者憤り、其害不少候。

同第六

第六には變革之時に當り、正邪進退等に而、小人俗吏之徒に至り候而者、私怨を含む所に候得者、如何様邪心を包藏し、密に夷賊に應じ、上洛之虚に乗じ、不軌を圖り候者有之も難測候。

重なる理由

以上上洛反對の六個條の理由(最初の一個條は一八參照)は、其中強ひて理由を捏造したる嫌ひもあるが、島津其人の重なる理由は、將軍一たび上洛せば、激徒が將軍を手玉に取りて、其の所志を逞しくせんとするの虞あるが爲めに、斯く反對したるものと察せらる。

上洛延期の方法

攘夷被仰出候上、大樹公御上洛之害、右通に候得者、於幕府者、二百年來之廢典を起し、君臣之大禮を正し、天下之人心をして、尊王之道を知らしめ候儀、至當之譯に而、今に至り、幕府より願立相成候而者、人心之折合にも相係り、大禮を缺候場にも當り可申候間、前條之譯、天下に示諭し、暫上洛猶豫有之候様、左候

而、一橋、越前之間、名代上京之儀不苦旨、勅命を以御達有御座度、乍恐奉存候。此れは幕府から自發的に延期申請は六ヶ敷いから、朝廷より其旨幕府へ御達しを願ひたしとのことだ。

攘夷實行の急務

幕府於内情者、別而大幸に可奉存、且尊王之道を外に、時世相當可奉施行件々、餘多可有之候得共、只今に至而者、先以攘夷實行之處、尊王之一大急務と奉存候間、何分早々御評議之上、速に被仰出候様御座候得者、實に皇國之御爲無此上、大幸と奉存候。

右者實以重大之事件に而、小臣恐懼之至に奉存候得共、篤と勘考仕候處、不容易時節、默止罷在候而者、却而不忠と奉存候間、不顧多罪、愚慮之趣、家臣を以奉獻言候、誠惶誠恐、頓首敬白。

乃ち大久保は此の一書を持參して、近衛家、青蓮院宮、及び中山、正親町三條等の諸家の間に奔走周旋したのだ。

尙ほ本紙に書添として、左の條々が列記せられてゐる。

青蓮院宮
還俗の要

一 青蓮院宮様御還俗之一條、先般も奉願候得共、非常之御事に御座候得者、御評決六ヶ敷儀と奉存候、乍併不容易時世、天下有志之人心奉歸嚮御方に被爲在候得ば、何卒出格之譯を以、御還俗之儀、此涯被仰出候様、偏に奉願候、左様御座候はゞ、宮様にも猶又御奮勵、御大政之御爲、別而可然御事と、乍恐奉存候、青蓮院宮還俗して、中川宮と稱せらるゝに至りし始末は、既記の通りだ〔參照九〕。されば此の一件は、島津の意見が、全く採用せられたものと云はねばならぬ。

容堂慶徳
推薦

一 松平相模守(因幡國主池田慶徳)松平容堂閣老上席に而、一橋、越前を輔佐し、政事向關係候様被仰出度奉存候、尤相模守には、一橋兄弟にも有之、殊に徳川家御家門之列にも御座候得者、子細無之筈と奉存候、容堂儀者外藩之事に御座候得者、評決六ヶ敷可有之候得共、方今之世體、例格に不拘、登用有之候様、分而被仰出度御事と乍恐奉存候。

此れは山内容堂と、池田慶徳とを閣僚上席に推薦したのだ。

將軍上洛
府に就き
内慕

一 別紙申上候大樹公御上洛之發端者、先度勅使大原卿關東御下向之節、三ヶ條之内、其一を奉行可有之との御内命有之、其趣早く關東え相洩、一橋、越前出頭相成候而者、不可然と之儀にて、専ら安藤、久世之私計を以、速に御上洛を發し候由、就ては叡慮、尊奉之實意に無之、心術は一橋、越前之出頭を忌み、勅命を奉拒候奸計に御座候、且又只今さへも東海道驛々人馬之差支不、一方内實者愁歎之聲路傍に滿候向に相聞申候、今般御上洛之入費、凡八拾萬兩之賦に傳承仕候、誠に莫大之失財に御座候間、右を全く武備充實之方に被振向候はば、第一攘夷之叡慮、奉行之基本に可有之と奉存候。

十二月

島津 三郎

要するに島津の意見は、只管將軍の上洛を打ち止める一に在つた。

第五章 大久保の運動

〔1107〕江戸に於ける大久保利通の周旋(一)

大久保中
山宛狀

大久保と東海道を同行したる吉井中介が、遠州今切から急行して入府し、その儘越前邸を訪問したる次第は、既記の通りだ〔參照 一三〕。而して引き續き入府したる大久保利通が、江戸に於ける周旋の委曲は、同人が文久三年正月九日附中山中左衛門當の書翰が、能く之を罄してゐる。

大久保出
府

京地之御模様、近々形行申上越候間、相達候筈と奉存候私事、舊臘廿五日〔文久二年十二月〕晚景京地發足仕候處、時分柄之事にも有之、殊に一橋公共外上京之大小名諸家女性方通行毎日毎日引も切れず、案外遲著にて、漸去三日出府仕候。

一橋慶喜の上京は勿論、當時諸大名の家族を歸國せしむる允許出で來つたが、

江戸から續々國元へ引き上ぐる際であつたから、東海道の混雜は格別であつた。

大久保春嶽容堂會見

然共吉井中助、中途より大早にて差立候間、二日早目著にて、關白様(近衛忠熙)御内書は、一日早目に越公(春嶽)え相達候(參照一三)。私著直様春嶽公、容堂公え相伺候處、四日晚越邸え罷出候様との御事にて翌晚伺候の處、兩公御揃にて拜謁被仰付篤と形行申上候様、御意に候間、關白殿下、宮之御内意云々、且内實は三郎様御趣意云々の旨、始終の委曲打明し、具に言上御建白の御書付も(參照一八、一九)御覽に入候處、兩公共に至極御尤の御趣意、不堪感服との御沙汰にて御座候。御建白御書付之儀、殿下(近衛忠熙)より御渡、兩公(春嶽、容堂)へは、入御覽候様御沙汰に候。思召も如何と恐入候得共、詰る處差知れ候譯故、初に打明し候方屹と可然存込候間、如斯之取計仕候、何れ兩公厚く御談判之上、有無之御答可被成との御事にて、當夜は退出致候。

此れは大久保が正月四日の夜、越前邸にて春嶽、容堂の兩公へ謁見したる次第を云ふ。

漸く決議

年始之儀にも有之、彼是御延引相成、漸々昨日(八日)より今日(九日)までに、御決議相成候(段々六ヶ敷内情も有之、晝夜となく、兩公へ伺候次第は追々可申上候)

却説大久保が周旋の効果は如何。

長土暴論

一 御決議之次第は、上洛御延引之儀、至當之御議論、實に皇國之御爲隨て大樹家之御爲、不容易譯にて、御大幸思召候へ共、何分時日差迫り、物議沸騰之憂、不一方、此議段々京師關東之形勢熟察仕候處、甚難問之譯にて、三郎様御建白通御請之筋に、昨日迄は御決定相成候處、藤井(良節)より一左右有之、滯京之長土暴論相立、不可救之勢之由云々申參り候。

將軍上洛延期の不可

如何に京都に於ける長州、土州の諸有志が、攘夷即行の急激論を鼓吹しつゝ、あつた乎、此際將軍の上洛延期は以ての外の形勢だ、萬一さる沙汰でもあらん

には、天下は大亂とならんも、未だ知る可からざる情勢だ。此の形勢を看取したる大久保が、いかでか變通の策を講せざることをやあるべき。

篤と熟考仕候處、右様人心の處に、無理に被仰出候ては、論旨至當なりと雖も、一利を起し、一害を生ずると申様の事も難圖、且亦薩之建白に依り如此と一同異説申觸候ては、彼是故障可有之存候間、屹と趣意を變じ、昨夜前越邸へも伺候、兩公(春嶽、容堂)御揃に候間、尙又建白仕候處、御評議之趣、俄然と相替候、依之、大樹公上洛丈は被爲、在候筋にて、大小名豫參丈を早々御差留め、利害得失を得と御示諭、各武備磨勵之儀、攘夷之基本に候間、先々自國之守禦を肝要に致候様、不日に朝命相下り候様、且亦大樹公上洛二月七日御乗船之御窮りに候處、何分にも三郎様御上洛以前に御談合と申す處、時日無之、しかし夫れを於關東御延引之事、何共御心配之内情、且對京師、此方より延引と難被仰道理故、何卒三月初旬にて、しばしの御延引、以朝命被仰下候へば、内實は大幸に思召候。左候へば、春嶽公は、御召の命を被爲得候て、御上京相成候は、假令三

大小名豫參差止

島津周旋の事

郎様二月二十日頃に御著京相成候ても、寛々御談判之間合有之、實に無此上、大幸に思召候に付、其筋篤と相合、周旋いたし、吳候様にとの御事に御座候、依て今日發足仕候筋に御受申上候次第に御座候。しばし御延引と申す譯は、格別人心に相拘り候程の事にも無之、たとひ相拘り候ても、暫時の事候間、害を引くと申事には至り申す間敷、尤此丈之事は、随分朝決も出來候譯と奉存候。どうも御趣意通に不參、甚遺憾之至奉存候へ共、前條之次第にて、不得止譯に付、其中策を取り候事に御坐候。

以上要領

此の如く將軍上洛見合は六ヶ敷、寧ろ二月七日乗船を、三月上旬まで引き延ばし、その間に西からは島津久光、東からは松平春嶽、山内容堂相共に、京都にて會合し、それ〴〵國事に就て、評定す可しとの申合せになつた譯合だ。

【二】江戸に於ける大久保利通の周旋(二)

大久保豫
定變更

當初大久保の江戸行の目的は、春嶽、容堂を説き、將軍上洛を中止せしむるの議を定め、その勅諭を京都より下賜せらる可き手筈であつた。而してそれが九分九厘まで相談が出来上り、既に其の次第書を認め、國元へ報告せんとするに際し、端なく在京の藤井良節より、京都の雰圍氣頗る險惡なるを報じ來りたる爲め、急に其の手筈を變更し、既記の通り(參照二〇)とした。尙ほ前記の續きを掲げんに、

容堂上京
の計

一 容堂公には、明十日(文久三年正月)御乗船にて御上京之賦に御座候。是は別段御召の勅命相下り、不被得止事に御座候。其譯は勅使三條公(實美)長土之暴説に酔ひ、越前(春嶽)は因循説と申す事を、頻に御建白、何れ容堂公を御召有之度由之御事に御座候。就ては容堂公を暴説に引き入候内意可有之。畢竟は長土之暴説家ども尻を推候事に相違無御座候。何れ三郎様など御上京無之

容堂側
必死盡力

内に、何とか一事を起し候一計も有之候半、右之趣、篤と容堂公へ御議論申上候處、己れ所存は、何様の朝命を被下候ても、一存にて御受申上候譯は無之、何れ春嶽公、三郎公、御上京之上及談判、御答可申上趣を以、寸歩も動搖いたし候含は無之候間、懸念いたし呉まじく、此節上京は不容易場合故、屍を京地に曝し候決心之段も、御沙汰とも有之。尤君側へ兩人正義之者有之。乾泰助、小笠原唯八實に純良之者にて、涙をふるひ必死に相成候。君臣さすが殊勝に見受候。同藩にして、京師にある土人は、暴を唱候譯、大に内情も有之候事に御座候。上京さへ相成候へば、土人の暴は、窮て壓倒するとの思召に候。

容堂側と
武市側

惟ふに三條家と山内家とは、姻戚干係ありて、其の勅命上京も、それぞれの魂膽ある可きは、容堂側にも、蚤に看破したるところにして、機敏なる容堂は、恐らく其裏を搔くだけの覺期は持つてゐたに相違あるまい。君側兩人中の一人乾泰助は、即ち板垣退助にして、彼は漸く此頃から出頭し來つた。所謂る京都に於ける土人の暴論を唱へるに就て内情ありとのことは、京都に於ける土人は、專

ら武市半平太の指導の下に動きつゝあつた爲めに外ならない。此の如くして容堂側と、武市側とは、恒に兩立し難き勢ひとなり、その爲めに土佐の勤皇黨は半ば亡命し、半ば輕重の差はあつたが、それぞれ處刑せられた次第は、他の機會に於て、語る可きであらう。

春嶽容堂の要求

一 前條之次第に付、春嶽公、容堂公、願くは一日にても、早目に御上京被下候様、吳々申上越候様御沙汰に御座候。

此れは兩人から島津久光の上京を、出来る限り急速にとの懇請だ。彼等兩人は島津久光を以て、大なる秩序力と認め、兎も角も三人戮協、以て所謂長士の暴論に當らんと期待してゐたものであらう。

京不容易上

一 今度の御上京は、實に不容易御大事之御時宜に御座候。自ら思召の御旨も可被爲在候得共、實地之形勢見聞仕候へば、何れに治り付候哉、逆も愚眼之及所にあらず。就てはどうぞ十分の威儀を被爲調、御上京被爲在度奉誠願候。屹と一藩を固め、凜然として不可犯之氣有之、初より諸藩を壓制するの御策、

偏に所仰候。

最後の手

流石に大久保も前途の見込が付きかねた。但だ此の場合、薩藩の實力もて臨むの他は無きものと斷定し、斯くは云うたものであらう。初より諸藩を壓制するの御策、此れが最初の手にして、又た同時に最後の手であつた。

一 私事今日(文久三年正月九日)發足、京地御用相濟次第には奉命之事候へば、是非御中途迄にても、駈け付候含に御坐候。只々心せきて事不延、殘恨不少候。御推察可被下候。

正月九日

大久保一藏

中山中左衛門様

此の如く大久保は江戸の議を固め、越前藩の要人中根鞆負と、相ひ前後して上京した。

江戸の状況

幕府が京都を恐るゝの故を以て、其政敵たる攘夷論に對して、些小の抵抗力なき此種に至りたれば、彼の浮浪過激の舉動は、此時漸く京都より江戸に傳染し來り、加ふるに攘夷熱發生地たる水戸の有志輩は、期せずして之に應じ、相合して、頻りに攘夷の實行を聲言し、或は其先鋒たらん事を望み、或は幕府の官吏を脅迫し、或は外國貿易に従事せる商賈を威嚇し、或は外國人を切害せんと企て、或は新築公使館を焼き、或は無辜の徒を殺戮し、或は天誅と名けて、異議の輩を私に梟首し、其亂暴狼藉なる殆ど江戸市中をして、京都に比しき無政府の地たらしめんとするに至れり。喧攘の恐るべき、此の如くに夫れ殘酷無慚にてありしかども、幕府は逮捕掃蕩を十分に斷行すること能はずして、僅かに警察の力に頼りて、目前の保安をなせしに過ぎざりしを以て、幕府衰亡の時機は、益々此時に迫つたり。〔幕府衰亡論〕

【三】越前側より見たる大久保の周旋 (一)

大久保の相手

大久保の江戸に於ける周旋に付ては、尙ほ越前側から觀察する必要がある。そは、大久保は専ら松平春嶽と、山内容堂、特に春嶽を相手としたからだ。

正月四日夜に入りて松平容堂殿來邸せらる。過日大久保一藏、吉井中介の兩士、京師にて近衛殿へ參候せし時のありし次第を、公(春嶽)とともに聞取らる可しとてなり。〔續再夢紀事〕

とありて、同夜大久保より鳥津の近衛公への建白書なども、兩公へ示したる次第が記してある。

春嶽大久保を召し協議

六日 大久保一藏、吉井中介來る。一昨四日夜、兩士より申立たる御上洛御見合せ云々を、昨五日營中に於て、公(春嶽)、水野、板倉兩閣老に内談せられしが、兩閣老同意なりし故、更に協議のため呼び寄せられしなり、此時協議せし大意は、近々大久保及び中根鞞負上京して、容堂公、春嶽公の上京以前、朝廷より延引すべき旨の命を下さるゝ様、殿下(青蓮院宮)御始へ、周旋すべし。しか周旋の上、萬一兩公上京後ならでは、其命を降しがたしなど、とあらんには、其内大樹

公上洛の豫期に迫るべければ、幕府に於て、夫となく、御發程を延引せらるべし云々なりき〔同上〕

大久保進説の效果

此れにて見れば如何に大久保等の進説が、春嶽、容堂の兩老及び幕閣を動かしたるかを知る可しだ。果然一度は、將軍上洛中止に幕議を一決せしむるに至つたのだ。

尙ほ大久保は曾て鍋島閑叟に就て散々の酷評〔參照 一七〕を下したが、當時閑叟は既に京都を去りて江戸に在つた。

閑叟上京の歸り

七日 營中に於て松平閑叟殿に大樹公文武御修業の御世話ある様にと命せられしが、閑叟殿御請に及ばれ、扱公〔春嶽〕に申されしは、過般上京の際、東下の上は、攘夷拒絶の事を周旋すべき旨の御内命ありし故、昨日大樹公へ其よし申上けれど、攘夷は不得手にて、甚だ迷惑せり。元來京都にては暴論を唱へざれば、御趣意に適はざる勢故、此上上京は御斷りなり。近々大樹公御上洛の時も、御跡に引續き、一時入京はすべけれど、直ちに御暇を願ひたき心底なれば、御心得置下されたし云々なりき。

閑叟老翁

流石に老翁なる閑叟の面目が活躍してゐる。京都にては、暴論を唱へざれば、御趣意に適はざる勢と云ひ、攘夷は不得手にて、甚だ迷惑なりと云ひ、如何にも彼の口吻其儘を描き出してゐる。而して同時に如何に京都の雰圍氣が、攘夷に向つて濃厚であつたかを推察せらるる。此の真中に將軍を驅りて、飛び込ませしむることは、島津久光ならざるも、何人も危険千萬であると思はぬものはあるまい。

容堂上京決定

同日〔七日〕松平容堂殿の上京を、來る十日發程せらるゝ筈に決せらる。昨日〔六日〕大久保一藏、中根靱負等、容堂公、春嶽公上京已前に、上洛延引の命を朝廷より降さるゝ様、周旋すべしと協議せし旨ありけれど、矢張急に上京せらるゝ事になれり。

とありて、尙左の一項がある。

同夜供御増加の議

同夜大久保一藏、吉井中介來る。公〔春嶽〕對面せられしが、兩士朝廷供御の御用

途、殊の外御缺乏のよしなれば、此際額を増し、三十萬石に定めらるゝ様にとの意見を陳述せり。さて大久保近々京都に出立する筈なりし故、近衛關白殿に進せらるべき返翰を托し、袴一下贈與せられき。其返翰左の如し。

奉近
氏宛返翰

華書謹而奉捧讀候。此度勅使御歸京攘夷之儀、御請被仰上候に付ては、大樹公御上洛之儀、叡念被爲在、密々大久保一藏え被仰含候儘、謹承仕、無覆藏御答可申上旨奉畏候。則一藏より逐一奉拜承、先以御懇恩之叡旨、不堪感泣之至、難有仕合奉存候。次に鳥津三郎存寄之條々書面一見仕、何も至當之儀に付、猶容堂申談候次第、筆紙盡兼候に付、委曲一藏へ相含奉達、尊聽候様申聞候間、御聞取被成下候様仕度、伏而奉願上候。右御請迄如此御座候、恐惶謹言。

一月七日(文久三年)

尙々一藏往復迄、容堂私上京見合候様奉畏候。然る處容堂儀は、無據次第有之、近日出船仕候。此等之儀も、具に一藏言上仕候筈に御座候。謹言。

此の如く大久保の手は、江戸に於ても、穩和派の中心に向つて、十分に伸びた。

【二三】 越前側より見たる大久保の周旋 (二)

供御増額
承認さる

尙ほ越前側の記する所によれば、

八日(文久三年正月)本日營中に於て、昨夜大久保、吉井より建議せし供御の御用途増額(參照 二二)の件を、申出られしが、種々詮議の末唐突にさる事を申出るも如何なれば、近々容堂殿上京の際、内々殿下(近衛忠熙)に御相談申上、然る上何分の手續に及ぶべし、又増獻せらるべき額は、幾萬石とも其限りを定めず、何程に而も御入用の分を指上らるゝ方、然るべしとの議に決せられたり。とあれば、供御増額の議も、主義としては既に承認せられ、但だ其の方法に於て、大久保の申出とや、同じからざるものあるだけのことに定つたものと察せらる。

將軍上洛
に關する
大久保意

同日(文久三年正月八日)退營後松平容堂殿來邸せらる。此節幕府大久保一藏の議を納れて、一應大樹公の上洛を見合はせらるゝ事に内決せられしかど、

本日尙又來る二月廿一日を以て、發程せらるべきは、最前勅使に告げ、又諸向へも布告せし事故、一時延期するのみならば兎も角もなれど、際限なく見合せらるゝは、宜に適はざるべきかとの議ありし故、更に大久保を呼寄せて、意見を尋ねられしに、大久保しからは大樹公の御發程を、三月中旬と御内決あるべし、扱しか御内決の上は、京師にても大樹公は三月中旬迄延期あるべく、諸侯は豫參に及ばざる旨の命を降さるゝ様周旋し、若諸侯の中此命を降されざる以前入京せらるゝ方あれば、別に早々歸國して、専ら富強を圖るべき旨の命を降さるゝ事も、出來がたきにあらざるべし、彼是時日を経る間には、三郎著京して、國は一定の朝議を促すべきなりと申ししが、公(春嶽)及び容堂殿とも異議なく、其意見に決せられき。

右意見の
由來

此れにて如何に大久保が、此の運動の主動力であつたか、判知る。此れでは將軍上京中止の一件は、既に幕議にて決したるを、京都の事情の爲め、更らに前定通りに引戻さんとする意見は、何人が發議したかは判らないが、恐らくは大久

保所記の通り(參照 一六)藤井良節等の所報により、餘儀なく斯る相談が出で來つたものであらう。

中根大久
保上京

十日(文久三年正月)中根鞞負、江戸を發し、上京の途に就く。昨九日大久保一藏も上京として江戸を發せしなり、さて中根、大久保の兩士、道を急ぎ、十五日京都に著せりとぞ。

此の如く薩、越、土三藩の提携は、正さに出來上り、大久保は其の謀主となりて、愈よ上京することとなつた。中根は越藩の代表者として、大久保と戮協す可く、特に上京したものと察せらる。彼等が九日と十日とに發程して、十五日に著京したるを見れば、當時に於て、如何に最大急行をなしたるか、之を察するに難からずだ。

中根大久
保打合せ

十六日(文久三年正月)京都に於て大久保一藏より、中根鞞負へ書翰を以て、今巳刻(午前十時)近衛殿へ參候、引續き青蓮院宮へも、伺候の筈故、今夕か明朝かには、何分の左右を通報すべしと申遣はず、昨十五日著京の際、蹴揚(京都の入

越前側の不幸

口にて約束の旨ありし故なり。此の如く大久保と中根とは、互ひに提携して、京都に於て、江戸に於ける評定通りの事を実現せしむ可く、それぞれ運動に著手した。此の場合に於て、越前側に尤も不幸であつたのは、横井小楠を失うたることだ。小楠が江戸に於て刺客の難を免れたるを、士道に反きたりとの物議の爲めに、餘儀なく越前に差下し、やがては肥後に還らしむることとなり、折角の大舞臺に、彼をして其力を竭さしむる機會を失はしむるに至つた。此れは小楠其人にも不本意であり、春嶽及び越前藩に於ても、固より同様であつたが、今更ら致方もなき次第にて誰を咎む可き様もなし。但だ返すくも公武合體の一大劇は、此の一人を缺く爲めに、寂寥を免かれなかつた。

【二四】京都に於ける薩、越の運動 (一)

中根慶喜打合

大久保と中根とは、正月十五日著京し、各運動する所あつた。中根は十六日在京中の一橋慶喜に謁して、江戸にて將軍上洛中止の議に決せし旨、而して更らに京都の形勢によりて、其議を一變し、三月中旬迄に上京を延期し、且つ在京の諸大名へは、それぞれ歸藩を命じ、未だ上京せざる向へは、發程に及ばざる旨を通達す可しと一決し、大久保も亦た其事に周旋し、二十日頃迄に其通りの朝命を發せしむるに至る可き旨を告げた。此れに對して一橋慶喜は、

果して其都合に至らば、至極宜しかるべけれど、萬一幕府の希望によりて、發せられたりとありては、假令朝命にても、事は行はれざるべしと申されし故、中根、其事も江戸にて詮議に及ばれ、大久保は篤と心得居れど、尙降命の際、貴卿(一橋)より朝旨の在る所を御伺あらば、幕府よりの希望より發せられしにあらざる事は判然すべしと申し、に、一橋殿さらば其心得にて御請に及ぶ

京都過激派勢力の盛大

此の如く一橋慶喜と中根との間には、打合せが済んだ。されど京都の形勢は、江戸にて聞きたる以上に、過激派が勢力を占めてゐた。

此時中根又岡部駿河守に面會せしが、岡部此地の情況は、上京已前關東にて聞及びし所に相違なし。過激の攘夷論のみにて、何とも申べき様なし。橋公（一橋慶喜）にも、殊の外心痛せられ、事理を盡して論辯せらるれども、一切貫徹せず、無二無三に鎖港すべしとの議なり云々物語りき。

更に一難

斯る次第であれば、果して江戸に於ける評定通りの事が、實行せらる可き乎、それさへ覺束なき次第であつたが、更らに困つた事は、此際關白職の更迭一件であつた。即ち近衛忠熙關白を罷めて、鷹司輔熙が之に代つたことだ。而して更らに尤も困難の一事は、青蓮院宮御引籠の一事だ。

青蓮院宮面會拒絶

十七日京都に於て、中根親負、大久保一藏の旅宿（四條通東洞院東へ入大文字屋）に赴く。大久保より急に面談すべき事あるよし申遣はせる故なり。此時本田

宮不聽許の次第

彌右衛門も、其席に來會せり。さて大久保申聞しは、昨夜（正月十六日夜）陽明家に參殿し、關東に於て御相談に及びし件を陳述せしに、殿下（近衛忠熙）同意至極なれど、此頃所勞にて參内を御斷り申上居、且昨日鷹司右府え關白宣下の御内意ありし場合なれば、何事も鷹府え申上る方然るべしと仰ける故、直ちに右府公（鷹司輔熙）の御許に赴き、尙又詳細陳述せしが、右府公も殿下（近衛）に同じく同意と仰聞られ、夫より青門様（青蓮院宮）へ參上しけるに、此御方は御所勞の上、此節國事掛り御辭退中なればとて、拜謁を許されざりし故、御取次を以て申上しが、一切御聞上げにならず、甚残念なりし。

元來一も二もなく賛成せらるべかりし青蓮院宮が、面會を拒絶せられたばかりでなく、大久保の申出を御聞入なかつた。

扱宮のしか御聞上げにならざる次第を承り合はせしに、轉法輪三條殿（三條實美）歸京以來殊の外暴激にて、頻りに無謀の攘夷を主張せられ、殆んど當るべからざる勢故、近衛殿にも、宮にも、此節は參内せられずとの事なるが、其他

正親町三條殿にも參内御断り之よし、目下の景況しか一變せる上は、今後如何なる場合に運ぶべきか、到底春嶽公御上京ありても、御困難のみにて、如何にもなされかた有べからず、大樹公の御入洛は、尙更の事なり。されば別段の幕議を以、嶽公の御上京も、樹公の御上洛も、一時御延期ある事には至るまじきやとの事なりし故、中根當感して種々に考案しける中、藤井良節來り會し、共々に相談の上、難儀の場合にはあれど、此上近衛、鷹司兩公限り御内談ありて云々奏聞せられ、叡慮可とせられし上、其議を議奏に下され、尙又此議は素素島津三郎の建議に起因せる事なるが、大久保一藏在京中なれば、委細は一藏に承はり、篤く詮議すべき旨仰出され、扱議奏衆よりの御尋に答へて、一藏十分に明解する事となりなば、事或は行はる可きかとの議に決し、やがて大久保、本田の兩人陽明家へ赴く事となれり。〔續再夢紀事〕

此の如く京都の形勢殆んど非にして、手の著く可き様もなく、その爲め大久保は更らに前議を變じて、幕府から直接に春嶽の上京も、將軍の入洛も延期の命

以上要領

命を發しては如何との意見を提唱するに至つたが、更らに相談の上、近衛、鷹司の手を透して、それぞれの方便を講ずるに至つたのだ。要するに京都の大勢は、既に過激派の手中に落ち、薩越の如きは殆んど之を如何ともする能はざる形勢に立ち至つたものと認む可きであつた。

【二五】京都に於ける薩、越の運動 (二)

京都形勢
切迫

大久保、中根の京都に於ける運動も、京都の切迫せる形勢に對しては、全く齒が立たなかつた。今ま其の事情を記すれば左の通りだ。

十八日(文久三年正月)中根鞆負、一橋中納言殿の旅館に赴き拜謁を請ひしが、小笠原閣老(圖書頭)來館中なりし故、澤勘七郎に面會して、昨日大久保一藏、本田彌右衛門等と協議に及びし次第(參照 二四)の大略を物語り、歸途大久保一

藏を共旅宿に訪ひ、昨夜陽明家(近衛忠熙)に赴きし時のありし實況を尋ねしに、大久保殿下(近衛忠熙)には御不快御平臥のよしにて拜謁仰付られず、左大將殿(近衛忠房)に謁して、近來の形勢實に危殆に迫りたれば、兼て申上置たる如く、大樹公の上洛暫時延引、諸侯の豫參も指止めらるゝ事に決せられたるべし、尤此事は殿下(近衛忠熙)及び鷹司公のみの御内決にて、御奏聞となり、叡慮を以、議奏衆へ其議を降され、扱異議あらば云々昨日御相談に及び次第を申上しに、左大將殿御聽納れありて、殿下及び右府殿へ申出べければ、明日申刻(午後四時)頃、再び來るべしと仰聞られし云々物語りしが、此對話中本田彌右衛門より、大久保の許へ書翰を遣はし、明日參殿する様にと、昨日左大將殿(近衛忠房)仰聞られけれど、御協議未だ終了に至らせられざる故、明後日參殿する様にと、更に仰聞られたりと申遣はしき。

斯る次第にて、大久保や中根などの思ふ様には、雲上の方では容易に相談が運びかねたる事が判知る。而して果然彼等が評議の上、申出でたる意見は、不採用

將軍上洛
延期發令
申合

となつたことは、左記によりて分明だ。

廿一日 今朝高崎猪太郎(藤)村田巳三郎(越)の旅宿に來て、過日來大久保一藏より御内談に及び居りし大樹公御上洛延期御發令の件は、昨廿日近衛殿下の御許へ鷹司右府殿御來會、近衛左大將殿にも御同席にて御相談の旨ありしが、上洛豫定の期限追々指迫りたる今日、俄かに延期の令を發せられなば、朝廷にも異議を立る輩多かるべく、列藩にも疑惑を生ずる輩少からざるべし、此所は如何あるべきかとの事にて、輒く御決定に至らず、終に右府殿(鷹司輔熙)には青蓮院宮へ赴かれ、御相談に及ばれしに、宮も異なる御考案あらせられざりし故、此上はとて其發令を見合はせらるゝ方に一決せられたりと

大久保歸
國決定

扱右の如く延期に至らざる上は、三郎上京しても、其詮なき事故、是も見合はせ度旨、御斷り申上しに、延期の令は發せられざれど、三郎には別に御用の品もあれば、矢張速に上京する様にとの御内意にて、即近衛殿下より三郎へ御

直書を下げられたり、故に止を得ず、大久保一藏、此御直書を携へ、今夕出發、鹿兒島に下る事に決せりと申聞し故なり。

上洛延期
不聽納の
理由

此の如く彼等が折角にも評議を凝らして案出せし最後の方法——即ち近衛、鷹司二人より至尊に密奏し、將軍上洛延期の案を、議奏に下され、議奏の質問に大久保をして應せしめんとの件——は近衛、鷹司兩人の爲めに聽納せられず、大久保は手を空しくして歸國せねばならぬ事となつた。斯く前後の兩關白が、彼等の意見を納れなかつた所以は、畢竟するに朝廷に於ける三條一味が、長土の勢力を後背として、熾んに攘夷即行熱を煽りたるが爲めであつたものと察せらるゝ。されば越前の要人中根親負は、幕府の要人岡部駿河守に向つて、其旨を詳かに報じ、而して更らに左の如く申添へてゐる。

中根のあ
きらめ

右之趣早速春嶽(中根の主人)えも可申遣儀に候得共、唯今に而は、もはや出帆後(江戸を)にも可相成哉に付、差控申候。江戸閣老衆にも如何々と御左右御待兼にも可有之、此件之成敗は於幕府も不容易御關係に御座候得ば、早々被

仰遣被下候様仕度奉存候、如何にも餘り日間も無之事に相成候へば、唯今被仰出相成候節は、却て混雜も生じ可申哉にも奉存候得ば、下地御治定通り之方も亦平穩にも可有之哉奉存候、彼も一時、是も一時、風雨變態、何も期し難き事而已多く、恐懼仕候。

此の如く中根は神妙に思ひ止つたが、ざりとて大久保の方は當初から發議者として頗る遺憾であつたに相違あるまいと察せらる。

第六章 容堂春嶽入京

【二六】 山内容堂の入京

容堂上洛
發途

山内容堂は、江戸に在りて専ら松平春嶽と心を協せ、公武合體の實を擧げんと奔走盡力、惟れ日も足らざらんとした。幕府側に向つては、飽迄朝廷へ恭順の誠を獻ぐ可く忠告し、過激派——例せば武市一派の如き——に對しては、穩當著實なる可きを訓諭し、只管ら中正の大道に、國運を導かんことを勗めた。而して藩主山内豊範は、勅使三條實美を護して、十二月歸京したが、文久三年正月三日には、參内して天盃を戴き、尙ほ御衣一襲を賜はつた。而して一方山内容堂は、朝廷よりの御召によりて、正月十日大鵬丸に乗り込み、海路上京の途に就いた。容堂は築地海軍所より端船にて大鵬丸に乗り込んだ。此れは筑前藩の汽船にて、當時將軍が海路上京の議ありて、海軍奉行勝麟太郎は、艦隊運動の演習を做

汽船貸下

す可く、諸藩の汽船をも、一時幕府に借上げてゐたが、容堂には特に此の汽船を貸下げたのであつた。

容堂は小南五郎右衛門、乾退助、小笠原唯八等を伴ひ、同夜は品川沖に一泊、十一日開纜、豆州下田港に入り、十二日は碇泊、十三日天候未だ定らなかつたが、和船は續々帆を開らき、出港したから、船長肥田濱五郎を促がし、漸く出港、遠州洋を駛らんとしたが、西北の烈風に遭ひ、半途にて針路を轉じたるも、唯だ南へ南へと吹き付られ、船體動搖甚だしく、一同顛覆と覺悟したが、翌十四日四顧渺茫たる大洋中に漂ひ、風力の緩むを見て、正北に針路を取り、凡そ百里計りも回航したるも、一點の島影をも認めず、再び北東に取る數十里にして、忽ち陸地を望み、十五日漸く下田港に入るを得た。當時海軍奉行勝麟太郎は、偶ま上方より歸府の途次、寄港中であつたから、容堂の上陸して寶福寺に在るを訪問した。

時に容堂山内侯も亦海路入朝、同港に滯泊す。余を邀へて京地の近狀を問はる。我其の見聞する所を以て答、且侯に請て曰、侯家の士、近日過激を以て、亡命

下田港に入る

勝會見

し、罪を得むとする者多く、坂本龍馬以下八九名、現に我が門下に潜匿す。彼等原惡意なし、願くは所之寬典を以てし、其罪を赦れむ歟、やむなくば則以彼等余に托せられむ歟、若許容を承らば、實に望外の幸ならむと、侯不答、手裡例の一酒瓢をとつて曰く、君一杯を盡せ、不然ば吾敢て不答と、余強て一杯を盡す。侯撫掌大笑曰、彼等の身事一に君に任す、再過激に失せしむる勿れと、余曰、侯醉中の約、信をとりがたし、乞ふ酒瓢を以て、後日の證とせむと、侯益笑て袖扇揮灑以て余に與ふ。曰是を證とす。大笑して止む。侯外貌瀟灑襟度開豁、固より一世の雄、醉中の戲謔また以て、其生平を概見するに足る。

而して容堂の勝に證據として與へたるものは、扇面に酒瓢を描き、其中に「歲醉三百六十回、鯨海醉侯」とある。此の如くして土藩の亡命者、坂本龍馬等は、勝の門下生として、勝の庇護によりて、其身を全くするを得た。

話前に返りて、正月十七日、再び下田を開纜したが、又もや遠州洋は風浪高く、十八日漸く志州鳥羽港に入り、二十日開纜、二十一日大阪に上陸した。

容堂勝に扇面を賜ふ

容堂大阪に入る

大久保容堂に謁見

抑も土藩の勤皇派たる下士の連中は、武市半平太以下専ら長州の志士と交驛し、互ひに提携する所あつたが、容堂の左右は、寧ろ薩と提携するの趣きがあつた。乃ち正月四日には、乾、小笠原兩人は、高輪の薩邸に大久保一藏を訪ひ、又た同九日には大久保は土佐藩邸を訪うてゐる。されば彼等の間に、それ〴〵互ひに相ひ謀る所のものあつたことは、略ぼ察するに足る。されば容堂著阪の翌日、即ち二十二日には、容堂に先つて上京したる大久保は、薩藩の重臣小松帶刀と共に、雨を冒して下阪し、小笠原唯八によりて容堂に謁見を請ひ、將軍上洛の問題に付て、それ〴〵言上する所あつた。而して二十三日には、容堂は淀川を溯り、二十四日伏見に一泊、二十五日入京した。

容堂入京

候には晴れの入京とて、海老茶の純子に、枝柏を織出せる袴、黒魚子の羽織を、裾長にまくり、腰には蠟鞘の名刀を帯びつゝ、當年積つて三十六の殿盛り、身の丈け五尺六寸、色飽くまで白く、面は肉づきて眼中に異彩を放ち、千載と名づくる逸物に跨り、馬上ゆたかに打たせ、大佛知積院に入られし姿を望み見

たる老若は天晴れの御大將よと、譽ぬ者なく、御供の藩士まで、肩身廣き心地せり。〔鯨海醉侯〕

此の如く山内容堂は、意氣揚々として入京した。知らず彼は果して何事を爲さんとするぞ。

【二七】 京都に於ける土佐勤皇派の運動

土佐藩禍機

抑も土佐藩に於ては、藩主側の公武合體説と、下士側の勤皇説と、自から其の緩急、疾徐、激穩の相違があり、互ひに相ひ執りて、相ひ合せず、遂ひに勤皇黨の迫害となる可き勢に陥つた。而して其の禍機は、勤皇黨の間崎哲馬、廣瀬健太の兩人が、山内容堂の命を承け、歸藩の際、竊に平井收二郎と相謀りて、青蓮院宮の令旨を請うたるに起因した。

土佐大隱
居を動か
すの策か

當時土佐藩には兩隱居あり、小隱居は則ち容堂にして、大隱居は景翁だ。景翁とは山内家第十二代豐資のこと、彼は藩地にありて、隱然守舊黨の背景となつてゐた。されば藩地に於て、改革を做さんには、先づ景翁を動かさねばならず、景翁を動かすには、尋常の手段では出來ず、此に於て平井間崎、廣瀬等は、青蓮院宮の令旨を請うて、彼を動かさんと企てた。即ち平井の日記に左の如く、此間の消息を漏らしてゐる。

間崎、廣
瀬、青蓮
院宮に謁

十二月十七日 晴 間崎哲馬、廣瀬健太と與に、青門宮に謁す。宮一封の書を兩士に授けて曰く、歸國之を景翁に致せ。時勢切迫す。能く余が意を以て景翁に諭せ。容堂父子をして後顧の憂無らしめよと。兩士始めて宮の英邁を知り、拜舞踊躍而して去る。(原漢文)

其顛末

而して、其の顛末は、兩人が異日の自首狀に於て、分明だ。

入京の上、宮様へ罷出候砌、收二郎同伴仕、拜謁の上、彼此御達相仕舞、次に關東の事情等之儀御尋に相成候より、不、外御方様の御儀、且御上(容堂を斥す)關東

に於て御盡力被遊候儀、御奨揚の御辭も頻に拜承、別而本藩の儀、御懇切に被仰下候に付、御國許の情實、且兩人歸國の子細迄、有様に申上、偏に御賢慮を奉仰候處、御口上を以て、御懇の御詞命被仰下、此旨歸國の上、少將様(景翁)へ申上候様にとの御事に候處、微賤の身、御直命傳へ候儀、決而難相成、實以土藩の爲め被思召被爲下候得者、御令旨をも被下候はゞ、冥加至極に可存段申上候處、御許容被遊、一旦退出仕候處、再び收二郎被爲召、存慮之處、大要文面に相綴り、差出候様被仰付、三人共恐縮仕候得共、尊命に任せ、存慮の儘無腹藏相認、此上の父子盡力の助と相成候様、厚く御運算被仰付度、此儀一藩の爲而已に無之、天下興衰にも關係仕候儀に付、幾重にも御懇到之思召被爲加被下度、申上置候處、追而御出來の上、收二郎へ御渡に相成、哲馬、健太兩人拜戴罷歸、執政府へ迄指出、且御議論の件々、御達仕候様被仰聞候儀は、封書仕り、少將様(景翁)へ奉指上候事に御座候。(維新土佐勤王史)

間崎廣瀬
の歸海奔
走

此れを見れば如何に彼等が青蓮院宮に向つて運動し、その運動の結果令旨を

贏ち得たるか、推察するに難くない。然も青蓮院宮は、當時既に急激派に與みせずして、容堂輩一味の公武合體派であつたから、やがて其事が容堂の耳に入りたるは、決して不思議ではあるまい。されどその當時は、間崎、廣瀬の兩人は、此の令旨をば、鬼の首を取りたるが如く心得、之を携へて藩地に歸り、改革の目的を達す可く、それ〴〵奔走した。

勳皇派の成功

尙ほ容堂の入京召命も、其實は文久二年十二月二十二日、平井收二郎が、正親町三條實愛に謁し、更らに二十三日青蓮院宮に謁し、同日その内旨が降下せられた。されば藩主の容堂も、其實は藩臣の平井等の爲めに動かされたるものと云ふも不可なしだ。此の如く京都に於ける土佐勳皇黨は、著々成功し、彼等は我事成矣と、手を額にして相ひ慶する程であつた。されど彼等が手玉に取りつつあらんとしたる青蓮院宮は、既に其の心中公武合體説に傾き、彼等との間に、自から一致し難きものが出て來らんとした。そは土佐藩主山内豊範が參内したる文久三年正月三日、青蓮院宮は、武市半平太を召し、怒色面に露はれ、頃ろは諸有

宮御憤激

志、予の心事を疑ふ者あり、長藩も不平を懷き、特に肥後藩士——藤武兵衛等を斥す——に議論あるやに聞く、此上は決然隱遁の外なしと、宣べ玉うたから、武市は容を改め、宮を諫め、熱涙に咽びつつ、夜に入りても、尙ほ去らず、此に於て宮も今ま一應熟考す可しとの言を漏らされた。

宮武市等の意の如くならず

當時三條、姉小路の勳皇派と、青蓮院宮とは、自から意見の齟齬する所あるが如く、世上にても、宮は薩に偏倚せらるゝとの説ありて、武市は既に宮に向つて一死を以て、之を諫めんと決心し、それを三條實美及び姉小路公知に告げたれば、三條は大いに驚き、其旨を宮に傳へて、其の反省を促し、宮も一旦は之を諒したりとのことであつたが、然も當時宮は既に公武合體に、其の全心身を投沒せられぬたれば、武市等の思ふ様に宮を動かすことは、固より不可能であつた。

【二八】 山内容堂と土佐勤皇黨

容堂勤皇
黨戒勸覺

山内容堂は、既記の如く正月二十五日（文久三年）に入京した。彼は其の臣下の過激なる勤皇黨に向つては、豫じめ之を戒飭する覺期を定め、其の手は先づ當時藩の小留守居役として、京都に在りて、専ら公卿と諸藩志士との間に周旋したる平井收二郎の上に降つた。

平井謹責

平井は土佐人の特色とも云ふ可き策士であつた。彼は三條、姉小路とは、殆んど虚日なき程に會見し、然も昂めて薩長の間をも、調停せんと試みた。而して容堂の正月二十四日、伏見に來著するや、彼は先づ迎謁して、京都の近狀を報告し、併せて朝廷の秩序を正し、御親兵を設け、幕府及び大名より新たに貢獻を要する三事策を開陳した。當時武市半平太は、土佐に歸省中、再び著京した。而して正月二十九日の夜、平井は特に容堂に謁を請ひ、時局に對する意見を具陳したが、忽ちその臆に觸れ、譴責を被つた。而して二月朔日に至りて、容堂の怒は尙ほ霽れ

平井關白
の召命を
辭す

ず、爲めに他藩應接役をも免せられた。當日長州の久坂玄瑞、肥後の宮部鼎藏、偶々彼を訪ひ、此の消息を聞き、大いに驚いた。翌二日鷹司關白より召命があつたが、平井は病と稱して之を辭した。

關白殿下子を召す。病を以て辭す焉。是より先き、命を受けて公卿の間に周旋し、日夜息まず、自から任ずるに天下の事を以てす。而して老公（容堂）の江戸より至るや、忽ち怒罵に遇ひ、公卿の門に出入するを禁ず。而して怒未だ散せず、遂に其官を奪ふ。同志輩愕然として大に失望す。予亦た鬱々として樂まざる也。關白の召す、且く應ず可らず、辭するに病を以てす。予久しく虚名を負ふ。衆目の屬する所、固より一日の以に非る也。（原漢文）

平井等標
的視せら
る

此の如く彼は自から記してゐる。而して彼は更らに京都に於ける薩長、土三藩の世論に就て、斯く記してゐる。

初め薩長と和せず。薩人屢ば長を朝廷及び宮（青蓮院宮）に讒す。而して我藩（土佐）の至るや、時人三藩と稱す。天下望を屬す。本田彌右衛門、藤井良節の徒、我が

(土佐)新來を以て、深く相ひ結託せんと欲する也、強めて長を我藩に悪しくす、而して予輩二藩の協はざれば、則ち天下の事濟す可らざるを知る也、間に居て至誠不偏を以て、二藩に當る、薩人我が意の如くならざるを以て、遂に之を忌み、反て我(土佐)を朝廷に讒す、長士を目して暴論と爲す、久坂玄瑞、武市半平太、及び予輩數人、實に其の標的と爲す。

と、如何にも其通りであつた、在京の土佐勤皇黨は、何れも容堂の入京を頸を延べて待つた然るに容堂は元來の公武合體黨にして、越前や、薩摩と既に提携し、さざと云へば京都に於ける過激運動を鎮壓せんとする覺期を持つてゐた、彼の和歌に、

加茂川にあたら仇浪立たせじと、思ひ定めて渡る月日か

とあるは、正しく彼の心事を道破したるものだ、されば彼を攘夷の魁首と仰がんとしたる土佐の勤皇黨が彼に向つて失望の餘、彼に冠するに因循家の稱を以てしたるは、未だ必らずしも不思議ではなかつた、而して容堂彼自身も亦攘

容堂過激
運動を擇
ばず

容堂に對
する示威

夷派の妄動を擇ばなかつたこと、亦た勿論であつた、安政大獄の惡謀四天王の一人と目せられ、拘囚の後、其の同志を裏切りて、輕罪にて身を脱したるものと、志士の間に指彈せられたる、池内大學は、正月二十一日、山内容堂を大阪長堀の邸に訪問したる歸途暗殺せられ、其首を難波橋上に晒された、而して容堂が大佛知積院より河原町の藩邸に移るや、幾もなく、二月七日の朝、藩邸の裏手なる高瀬川の小橋に、生首を風呂敷に包み、打捨てあり、左の掲示の木札さへも立つてあつた。

此顛は先年來、千種家に入奸したる唐橋惣助の首級なり、今般大樹公入洛に際し、遊惰の弊を一洗し、皇威を萬國に輝す、今日の機會を失ふべからず、老公上京所置安危を謀り、速に攘夷の期限を決し、人心の歸向を定め、醜夷退治の策を施され度の所願、此首血祭の驗、轅門に獻之、如何にも容堂に對して、面當てがましき處置だ。

今朝僕が門下へ、首一つ獻じ有之候酒の肴にもあらず、無益の殺生可憐々々、

私刑流行